

平成 26 年度
地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関するアンケート調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果 抜粋版)

環境省

目次

1 調査目的	3
2 調査概要	3
2-1 調査対象と調査方法	3
2-2 調査項目	3
2-3 回答状況	4
3 調査結果	6
3-1 調達方針及び契約方針について	6
3-1-1 方針の策定および具体的な取組（問1-1、問1-2、問1-3）	6
3-1-2 方針の策定状況（問1-1、問1-2、問1-4）	8
3-1-3 単独での方針策定の状況（問1-1）	10
3-1-4 環境基本計画等の策定状況および公表状況（問1-2）	12
3-1-5 方針以外の具体的な取組（問1-3）	14
3-1-6 方針の策定見込み（問1-4、問1-6）	16
3-1-7 方針の策定条件（問1-5、問1-7）	18
3-2 環境配慮契約法に関するアンケート調査	20
3-2-1 環境配慮契約の契約案件および契約割合（問3-1）	20
3-2-2 各分野で随意契約を行っている理由（問3-2）	28
3-2-3 環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問3-3）	34
3-2-4 環境配慮契約を実施できない要因（問3-4）	39
3-2-5 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問3-5）	40
3-2-6 環境配慮契約に際して参考にしているもの（問3-6）	41
3-2-7 環境配慮契約実績の把握と公表について（問3-7）	42
3-2-8 環境配慮契約の効果およびその定量把握（問3-8）	46
3-2-9 定量効果の把握における具体的な方法（問3-9）	48
3-2-10 契約類型6分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等（問3-10）	49
3-2-11 都道府県別の取組状況（都道府県別）	50

※グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項（問2-1～問2-8、問4-1～問4-9）についての調査結果は掲載していない

H26 グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査結果

1 調査目的

持続的発展可能な循環型社会の構築のために、グリーン購入および環境配慮契約を普及し拡大する上で、地方公共団体が果たす役割は大きく一層の取組の推進が求められている。本調査は、地方公共団体におけるグリーン購入法および環境配慮契約法、環境配慮促進法に係る取組の実施状況等を調査し、地域の実情に即した推進策を検討するための基礎資料とすることを目的として実施した。

2 調査概要

2-1 調査対象と調査方法

調査対象：全国 1,788 地方公共団体環境担当部局または調達担当部局

(47 都道府県、20 政令市、793 区市、928 町村、平成 26 年 7 月 28 日時点)

調査時期：平成 26 年 7 月 28 日～平成 26 年 10 月 12 日

調査方法：郵送にて調査票を配布し、紙の調査票を郵送で返送又はインターネット経由でダウンロードした電子調査票を E メールにより返送のあった回答を集計（一部は電話ヒアリング及び FAX での回答も含む）

2-2 調査項目

アンケート調査項目は次のとおりである。

<グリーン購入法関連>

- ・基本方針及び調達方針等の策定状況
- ・方針策定以外の取組
- ・グリーン購入（個別品目毎も含む）の実施状況、実績及び課題
- ・グリーン購入による効果把握方法
- ・特徴的な取組事例

<環境配慮契約法関連>

- ・環境配慮契約の方針策定、公表状況
- ・各契約類型の契約案件、契約割合、随契理由
- ・各契約類型の取組状況、契約実績の把握・公表
- ・環境配慮契約に当たったの阻害要因、国の施策、参考情報、効果
- ・環境配慮契約の契約類型以外の実施契約、追加検討すべき契約等

<環境配慮促進法関連>

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1 アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 1-1	方針の単独での策定状況	問 3-3	環境配慮契約の組織的取組状況
問 1-2	環境基本計画等の策定状況	問 3-4	環境配慮契約を実施できない要因
問 1-3	方針策定以外の具体的な取組	問 3-5	環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組
問 1-4 問 1-6	方針の今後の策定予定	問 3-6	環境配慮契約に際して参考にしているもの
問 1-5 問 1-7	方針策定に必要とされる条件	問 3-7	契約実績の把握と公表
問 2-1	グリーン購入の組織的取組状況	問 3-8	環境配慮契約の効果およびその定量把握
問 2-2	グリーン購入を実施できない要因	問 3-9	定量効果の把握における具体的な方法
問 2-3	グリーン購入を実施する上での課題	問 3-10	契約類型 6 分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等
問 2-4	グリーン購入に際して参考にしているもの	問 4-1	環境配慮促進法に基づく情報の公表状況
問 2-5	判断基準を満たした物品等の購入状況	問 4-2	環境配慮促進法に基づく情報の公表手段
問 2-6	グリーン購入法の対象品目以外で実施している品目及び判断の基準	問 4-3	情報公表にあたっての課題
問 2-7	調達実績の把握と公表	問 4-4	調達対象事業者への考慮状況
問 2-8	グリーン購入の効果およびその定量把握	問 4-5	調達対象事業者に対して考慮しているもの
問 2-9	定量効果の把握における具体的な方法	問 4-6	調達対象事業者に対する入札時の対応
問 2-10	グリーン購入全般に関する意見や要望等	問 4-7	調達対象事業者の考慮による効果
問 3-1	環境配慮契約の契約案件および契約割合	問 4-8	調達対象事業者を考慮する上で重要な視点
問 3-2	各分野で随意契約を行っている理由	問 4-9	事業者に対して行っている施策

2-3 回答状況

地方公共団体の規模別および都道府県別の回答数及び回答率は次の表のとおりである。

表 2 地方公共団体の分類別の回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率（前年度比）
都道府県・政令市	67	67	100.0%（0.0%）
区市	793	774	97.6%（0.5%増）
町村	928	870	93.8%（0.2%増）
合計	1,788	1,711	95.7%（0.3%増）

表 3 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率	都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県、政令市	2	2	100%	滋賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	34	33	97%		区市	13	13	100%
	町村	144	138	96%		町村	6	6	100%
	合計	180	173	96%		合計	20	20	100%
青森県	都道府県、政令市	1	1	100%	京都府	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	10	10	100%		区市	14	14	100%
	町村	30	29	97%		町村	11	9	82%
	合計	41	40	98%		合計	27	25	93%
岩手県	都道府県、政令市	1	1	100%	大阪府	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	14	14	100%		区市	31	31	100%
	町村	19	18	95%		町村	10	10	100%
	合計	34	33	97%		合計	44	44	100%
宮城県	都道府県、政令市	2	2	100%	兵庫県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	12	12	100%		区市	28	27	96%
	町村	22	21	95%		町村	12	12	100%
	合計	36	35	97%		合計	42	41	98%
秋田県	都道府県、政令市	1	1	100%	奈良県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%		区市	12	11	92%
	町村	12	9	75%		町村	27	22	81%
	合計	26	23	88%		合計	40	34	85%
山形県	都道府県、政令市	1	1	100%	和歌山県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%		区市	9	9	100%
	町村	22	20	91%		町村	21	20	95%
	合計	36	34	94%		合計	31	30	97%
福島県	都道府県、政令市	1	1	100%	鳥取県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	13	13	100%		区市	4	4	100%
	町村	46	43	93%		町村	15	15	100%
	合計	60	57	95%		合計	20	20	100%
茨城県	都道府県、政令市	1	1	100%	島根県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	32	29	91%		区市	8	8	100%
	町村	12	11	92%		町村	11	9	82%
	合計	45	41	91%		合計	20	18	90%
栃木県	都道府県、政令市	1	1	100%	岡山県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	14	13	93%		区市	14	14	100%
	町村	11	11	100%		町村	12	11	92%
	合計	26	25	96%		合計	28	27	96%
群馬県	都道府県、政令市	1	1	100%	広島県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	12	12	100%		区市	13	12	92%
	町村	23	22	96%		町村	9	9	100%
	合計	36	35	97%		合計	24	23	96%
埼玉県	都道府県、政令市	2	2	100%	山口県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	39	39	100%		区市	13	13	100%
	町村	23	23	100%		町村	6	6	100%
	合計	64	64	100%		合計	20	20	100%
千葉県	都道府県、政令市	2	2	100%	徳島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	36	35	97%		区市	8	8	100%
	町村	17	17	100%		町村	16	13	81%
	合計	55	54	98%		合計	25	22	88%
東京都	都道府県、政令市	1	1	100%	香川県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	49	49	100%		区市	8	6	75%
	町村	13	13	100%		町村	9	9	100%
	合計	63	63	100%		合計	18	16	89%
神奈川県	都道府県、政令市	4	4	100%	愛媛県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	16	15	94%		区市	11	11	100%
	町村	14	14	100%		町村	9	9	100%
	合計	34	33	97%		合計	21	21	100%
新潟県	都道府県、政令市	2	2	100%	高知県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%		区市	11	11	100%
	町村	10	8	80%		町村	23	23	100%
	合計	31	29	94%		合計	35	35	100%
富山県	都道府県、政令市	1	1	100%	福岡県	都道府県、政令市	3	3	100%
	区市	10	9	90%		区市	26	26	100%
	町村	5	5	100%		町村	32	31	97%
	合計	16	15	94%		合計	61	60	98%
石川県	都道府県、政令市	1	1	100%	佐賀県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	11	11	100%		区市	10	9	90%
	町村	8	8	100%		町村	10	10	100%
	合計	20	20	100%		合計	21	20	95%
福井県	都道府県、政令市	1	1	100%	長崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	9	9	100%		区市	13	13	100%
	町村	8	7	88%		町村	8	5	63%
	合計	18	17	94%		合計	22	19	86%
山梨県	都道府県、政令市	1	1	100%	熊本県	都道府県、政令市	2	2	100%
	区市	13	12	92%		区市	13	12	92%
	町村	14	13	93%		町村	31	30	97%
	合計	28	26	93%		合計	46	44	96%
長野県	都道府県、政令市	1	1	100%	大分県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	19	19	100%		区市	14	14	100%
	町村	58	55	95%		町村	4	3	75%
	合計	78	75	96%		合計	19	18	95%
岐阜県	都道府県、政令市	1	1	100%	宮崎県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	20	95%		区市	9	8	89%
	町村	21	21	100%		町村	17	16	94%
	合計	43	42	98%		合計	27	25	93%
静岡県	都道府県、政令市	3	3	100%	鹿児島県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	21	21	100%		区市	19	19	100%
	町村	12	12	100%		町村	24	23	96%
	合計	36	36	100%		合計	44	43	98%
愛知県	都道府県、政令市	2	2	100%	沖縄県	都道府県、政令市	1	1	100%
	区市	37	37	100%		区市	11	11	100%
	町村	16	16	100%		町村	30	20	67%
	合計	55	55	100%		合計	44	32	73%
三重県	都道府県、政令市	1	1	100%	全体	都道府県、政令市	67	67	100%
	区市	14	13	93%		区市	793	774	98%
	町村	15	15	100%		町村	928	870	94%
	合計	30	29	97%		合計	1788	1711	96%

3 調査結果

3-1 調達方針及び契約方針について

3-1-1 方針の策定および具体的な取組（問1-1、問1-2、問1-3）

■グリーン購入

グリーン購入法の調達方針の策定においては、「単独で策定している」は26.8%であり、「環境基本計画や要綱等に位置付けている」をあわせると約54%であった。「調達方針以外に取組んでいる」6%を含めると、全体の6割がグリーン購入に係る取組を実施している。

規模別では、都道府県・政令市では全体の97.0%、区市39.1%、町村10.3%が単独で策定している。方針未策定者の多い、区市および町村に対する取組促進が必要である。

表4 グリーン購入の調達方針の策定および具体的な取組

団体分類	件数	単独で調達方針を策定している	環境基本計画等位置付けている	調達の取組方針以外に具体的な取組をしている	取組んでいない	無回答
合計	1711	458	472	102	679	-
	100.0	26.8	27.6	6.0	39.7	-
都道府県、政令市	67	65	2	-	-	-
	100.0	97.0	3.0	-	-	-
区市	774	303	264	41	166	-
	100.0	39.1	34.1	5.3	21.4	-
町村	870	90	206	61	513	-
	100.0	10.3	23.7	7.0	59.0	-

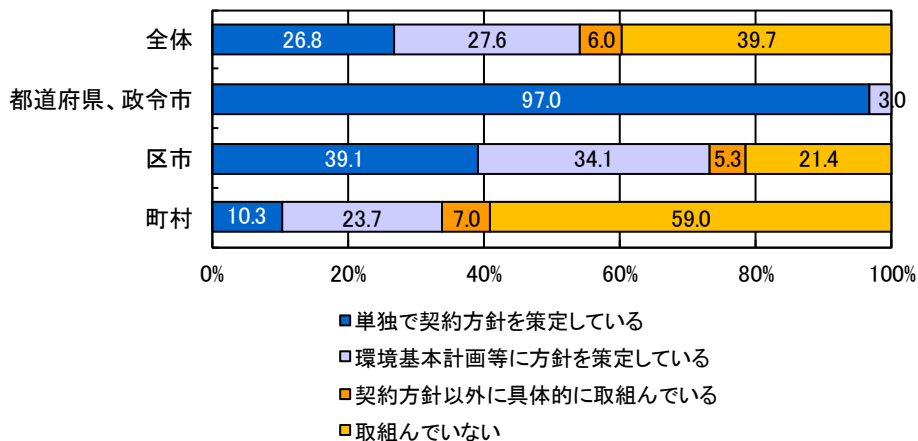


図1 グリーン購入の調達方針の策定および具体的な取組

■環境配慮契約

環境配慮契約の方針策定においては、「単独で策定している」は全体の4.4%であり、「環境基本計画や要綱等に位置付けている」をあわせると約12%であった。「契約方針以外に取り組んでいる」3.9%を含めると、全体の約16%が環境配慮契約に係る取組を実施している。

規模別では、都道府県・政令市35.8%（約1/3）が環境配慮契約に取り組んでいるものの、約6割は取り組んでいない。区市および町村においても取組率が低いことから、全体として、方針未策定者に対する取組を促す必要がある。

表 5 環境配慮契約の方針策定および具体的な取組

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	環境基本計画等に位置付けている	契約方針以外に具体的な取組をしている	特に実施していない	無回答
合計	1711	76	131	67	1437	-
	100.0	4.4	7.7	3.9	84.0	-
都道府県、政令市	67	16	8	1	42	-
	100.0	23.9	11.9	1.5	62.7	-
区市	774	48	77	36	613	-
	100.0	6.2	9.9	4.7	79.2	-
町村	870	13	46	30	781	-
	100.0	1.5	5.3	3.4	89.8	-

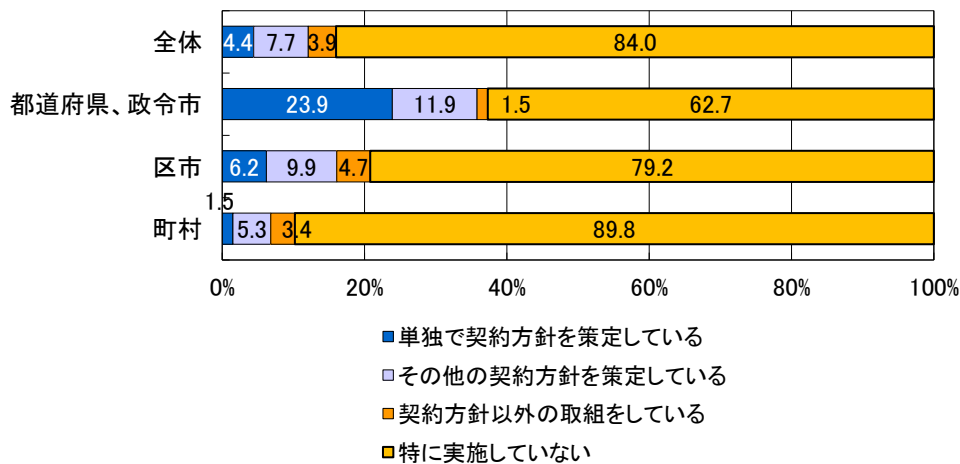


図 2 環境配慮契約の方針策定および具体的な取組

3-1-2 方針の策定状況（問1-1、問1-2、問1-4）

■グリーン購入

グリーン購入調達方針の「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」は全体の54.4%を占めており、規模別では、都道府県・政令市100.0%、区市73.3%、町村34.0%となっている。過去5年の調達方針の策定団体数の経年変化を見ると、ほぼ横ばい傾向となっていることがわかる。

表6 調達方針の策定状況

団体分類	件数	調達方針に位置付けあり	今後策定予定	具体的な今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1711	930	9	217	530	25
	100.0	54.4	0.5	12.7	31.0	1.5
都道府県、政令市	67	67	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区市	774	567	2	47	147	11
	100.0	73.3	0.3	6.1	19.0	1.4
町村	870	296	7	170	383	14
	100.0	34.0	0.8	19.5	44.0	1.6

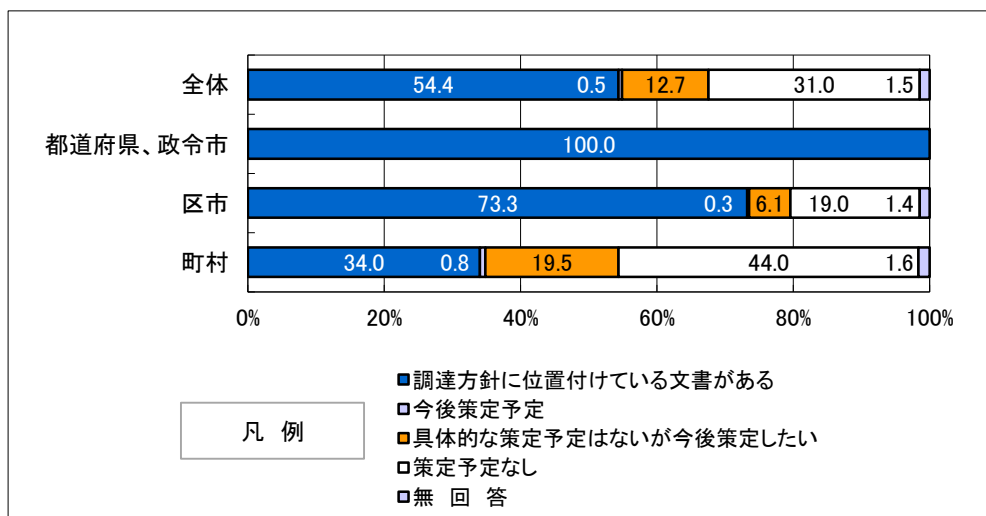


図3 調達方針の策定状況

表7 調達方針策定済み団体数の推移

	H26	H25	H24	H23	H22
策定済み団体数	458	427	456	472	461

■環境配慮契約

環境配慮契約の「単独策定」及び「環境基本計画等の他計画等に位置付け」は全体の12.2%を占めており、契約方針の策定団体数は微増ながらも年々増加している。規模別では、都道府県・政令市35.8%、区市16.1%、町村6.8%で、規模が大きいほど契約方針の策定が進んでいる状況となっている。

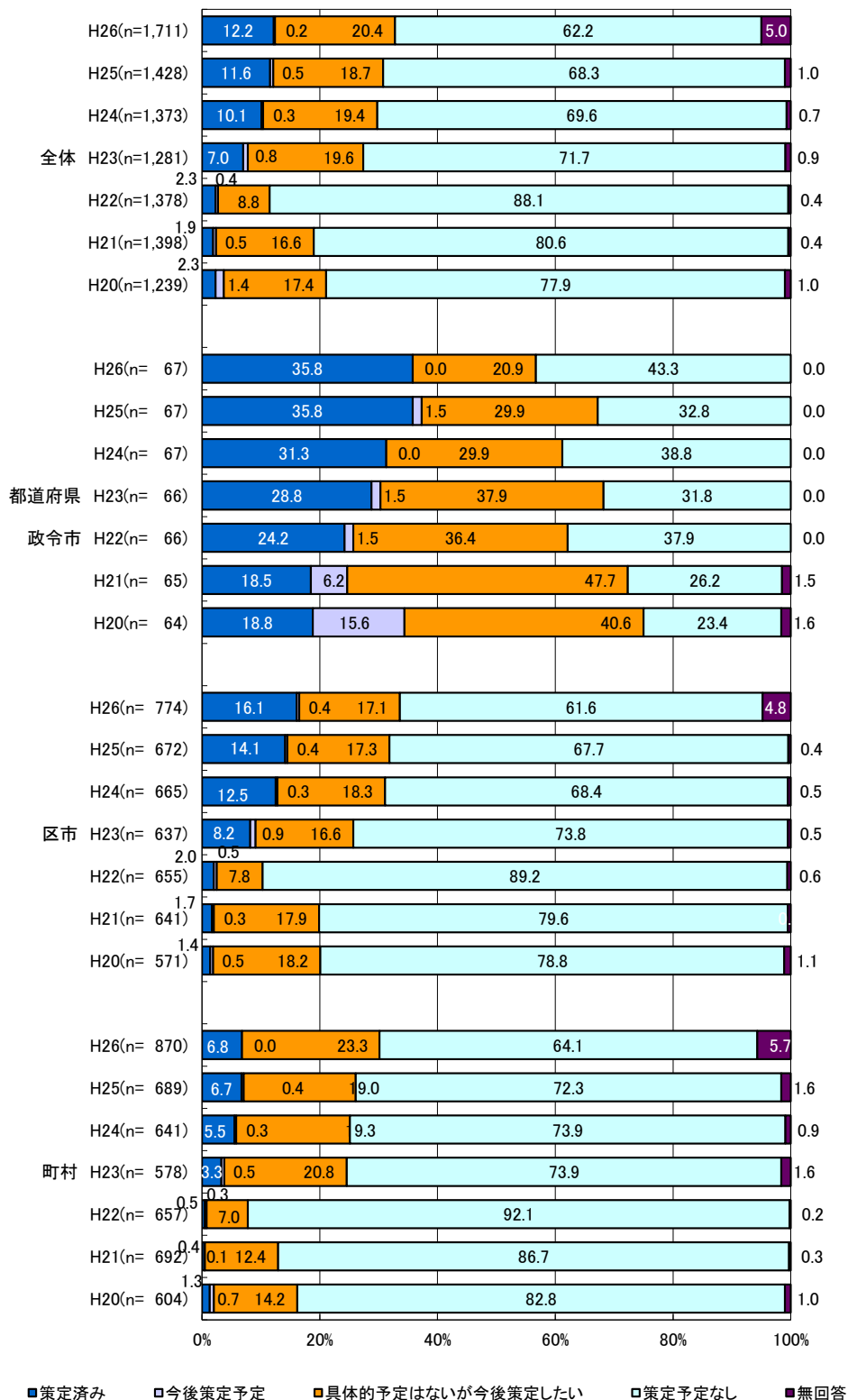


図 4 契約方針の策定状況（法施行後の推移）

3-1-3 単独での方針策定の状況（問1-1）

■グリーン購入

グリーン購入の単独での調達方針の策定状況は、全体の1/4が策定している。都道府県・政令市では97.0%、区市39.1%、町村10.3%が単独策定している。

表 8 グリーン購入の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で調達方針を策定している	単独で調達方針を策定していない	無回答
合計	1711	458	1247	6
	100.0	26.8	72.9	0.4
都道府県、政令市	67	65	2	-
	100.0	97.0	3.0	-
区市	774	303	467	4
	100.0	39.1	60.3	0.5
町村	870	90	778	2
	100.0	10.3	89.4	0.2

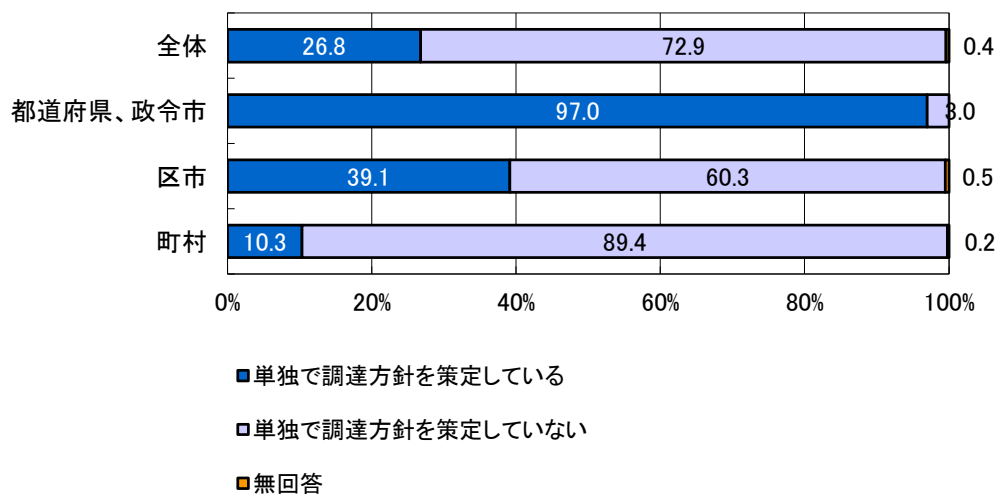


図 5 グリーン購入の単独での方針策定

■環境配慮契約

環境配慮契約の単独での方針策定は、全体の4.4%にとどまる。都道府県・政令市では約1/4が単独策定しているものの、区市では6.1%、町村1.5%であり、ほとんどが単独では策定していない。また、エリア別に分析したところ、東京都が最も多く、神奈川県、埼玉県、千葉県の間関東エリア、兵庫県、大阪府、奈良県、京都などの関西エリアを中心に策定されている。

表 9 環境配慮契約の単独での方針策定

団体分類	件数	単独で契約方針を策定している	単独で契約方針を策定していない	無回答
合計	1711	76 4.4	1622 94.8	13 0.8
都道府県、政令市	67	16 23.9	51 76.1	-
区市	774	47 6.1	722 93.3	5 0.6
町村	870	13 1.5	849 97.6	8 0.9

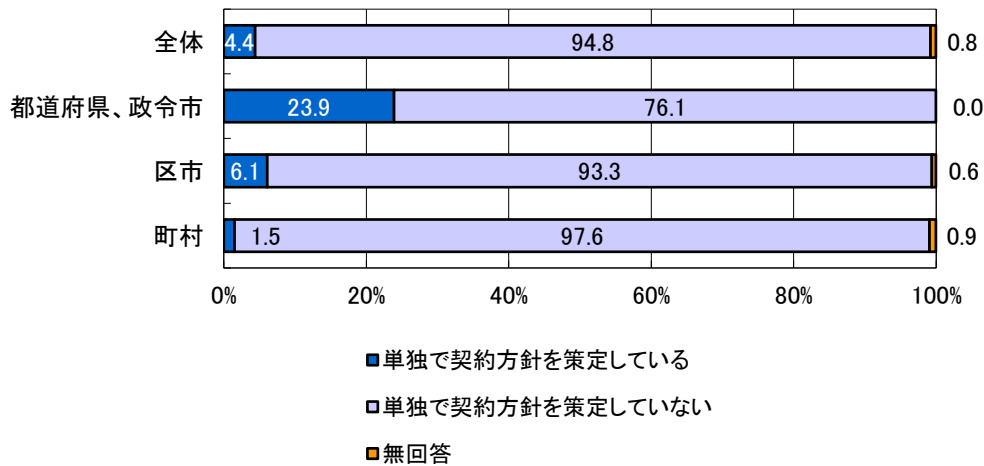


図 6 環境配慮契約の単独での方針策定

表 10 単独での方針策定状況（環境配慮契約）

北海道 5件	東京都 18件	静岡県 2件	岡山県 2件
青森県 2件	神奈川県 6件	愛知県 5件	広島県 1件
宮城県 1件	山梨県 2件	三重県 2件	山口県 1件
福島県 2件	新潟県 2件	京都府 1件	香川県 1件
茨城県 1件	石川県 2件	大阪府 4件	福岡県 2件
埼玉県 2件	福井県 1件	兵庫県 6件	佐賀県 1件
千葉県 1件	岐阜県 1件	奈良県 1件	長崎県 1件

3-1-4 環境基本計画等の策定状況および公表状況（問1-2）

■策定状況及び方針の位置づけ

単独での方針策定以外に「環境基本計画や要綱等を方針として位置付けている」ものとして、最も多かったのは、「地球温暖化防止に資する計画」が62.4%、「環境施策の基本となる計画」が47.4%となっている。これらの計画の中で、「グリーン購入に関連する取組を定めている」と回答したのは834団体、「環境配慮契約に関連する取組を定めている」では167団体であった。

表 11 左：環境基本計画等の策定状況 右：グリーン購入および環境配慮契約の位置づけ

策定分野	件数	策定有り	策定無し	無回答	件数	定関グ め連リ てすー いる 取購 組入 をに	定関環 め連す てす配 いる慮 取契 組約 をに
環境施策の基本となる計画	1711 100.0	811 47.4	847 49.5	53 3.1	811 100.0	357 44.0	54 6.7
環境マネジメントシステム	1711 100.0	352 20.6	1280 74.8	79 4.6	352 100.0	248 70.5	31 8.8
地球温暖化防止に資する計画	1711 100.0	1068 62.4	607 35.5	36 2.1	1068 100.0	691 64.7	116 10.9
循環型社会形成に資する計画	1711 100.0	308 18.0	1297 75.8	106 6.2	308 100.0	56 18.2	9 2.9
その他	1711 100.0	24 1.4	356 20.8	1331 77.8	-	-	35 2.0
					24 100.0	12 50.0	4 16.7

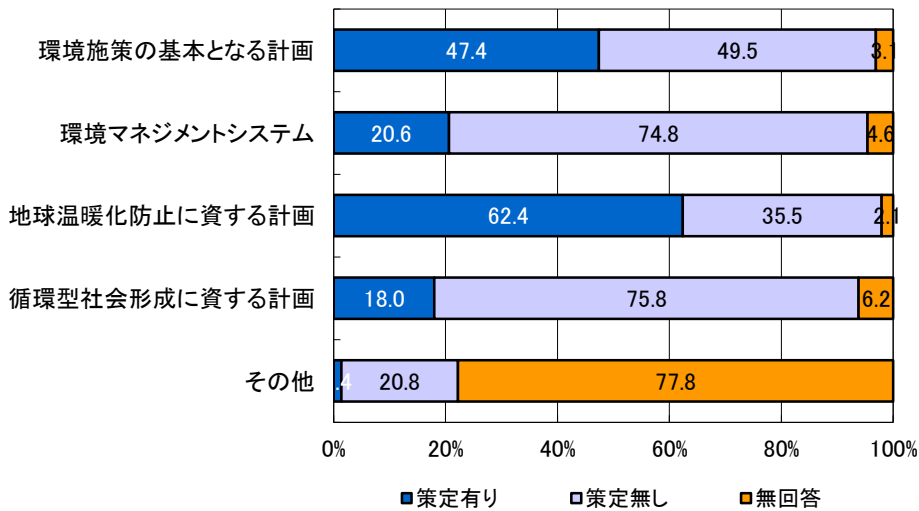


図 7 環境基本計画等の策定状況

■公表状況

環境基本計画等の公表状況は、「環境施策の基本となる計画」が最も高く87.1%、「地球温暖化防止に資する計画」が73.3%、「循環型社会形成に資する計画」が69.3%となっている。

表 12 環境基本計画等の公表状況

策定分野	件数	公表有り	公表無し	無回答
環境施策の基本となる計画	811 100.0	707 87.1	58 7.2	46 5.7
環境マネジメントシステム	352 100.0	260 73.7	75 21.4	17 4.9
地球温暖化防止に資する計画	1068 100.0	783 73.3	214 20.1	71 6.7
循環型社会形成に資する計画	308 100.0	214 69.3	68 22.2	26 8.5
その他	24 100.0	21 87.5	1 4.2	2 8.3

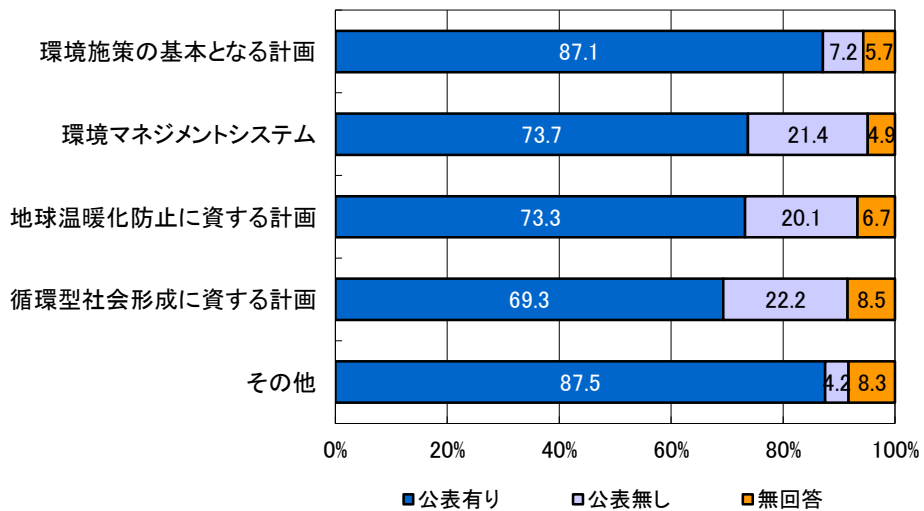


図 8 環境基本計画等の公表状況

3-1-5 方針以外の具体的な取組（問1-3）

■グリーン購入

方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等の送付」24.2%、「調達に係る文書に具体的な取組を定めている」11.0%があげられる。都道府県・政令市では「各部署へ通知や通達等の送付」が89.6%、「体制や手順を定めて実施」40.3%を占める。

表 13 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

団体分類	件数	調達に係る文書に具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等の送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1711	188	223	414	134	114	117	889	92
	100.0	11.0	13.0	24.2	7.8	6.7	6.8	52.0	5.4
都道府県、政令市	67	22	27	60	10	17	4	1	1
	100.0	32.8	40.3	89.6	14.9	25.4	6.0	1.5	1.5
区市	774	131	161	257	94	88	57	297	27
	100.0	16.9	20.8	33.2	12.1	11.4	7.4	38.4	3.5
町村	870	35	35	97	30	9	56	591	64
	100.0	4.0	4.0	11.1	3.4	1.0	6.4	67.9	7.4

重複回答

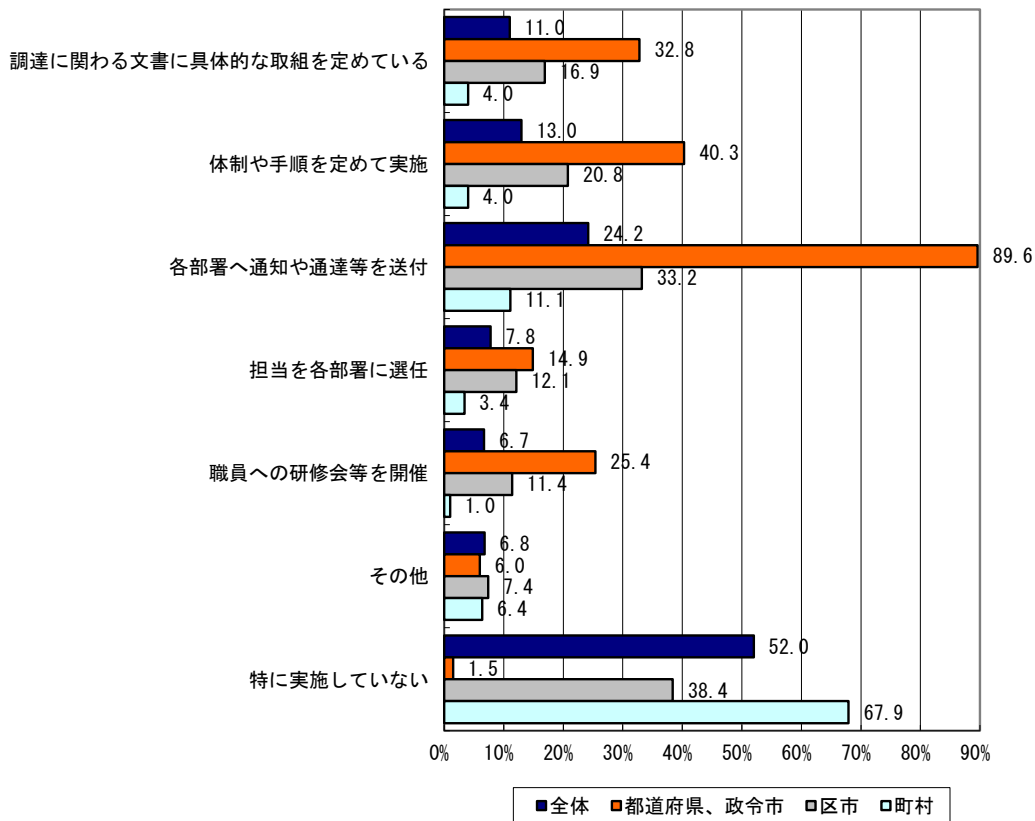


図 9 方針以外の具体的な取組（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針以外の具体的な取組としては、「各部署へ通知や通達等を送付」4.9%、「契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」3.2%があげられる。都道府県・政令市では「各部署へ通知や通達等を送付」が20.9%を占める。

今後、これらの取組が継続し発展していくためには、通達等の取組の根拠を明確にし、関係部局が方針を策定、或は既存の計画等に位置づけていく事が期待される。

表 14 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

団体分類	件数	契約に関する具体的な取組を文書に定めている	実施制や手順を定めて	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
合計	1711	55	29	83	18	17	25	1128	418
	100.0	3.2	1.7	4.9	1.1	1.0	1.5	65.9	24.4
都道府県、政令市	67	5	3	14	1	2	3	20	29
	100.0	7.5	4.5	20.9	1.5	3.0	4.5	29.9	43.3
区市	774	38	19	47	15	13	14	450	221
	100.0	4.9	2.5	6.1	1.9	1.7	1.8	58.1	28.6
町村	870	12	7	22	2	2	8	658	168
	100.0	1.4	0.8	2.5	0.2	0.2	0.9	75.6	19.3

手順書、通知及び研修等により「契約方針以外に取組んでいる」は 67 団体（3.9%）
※重複回答あり

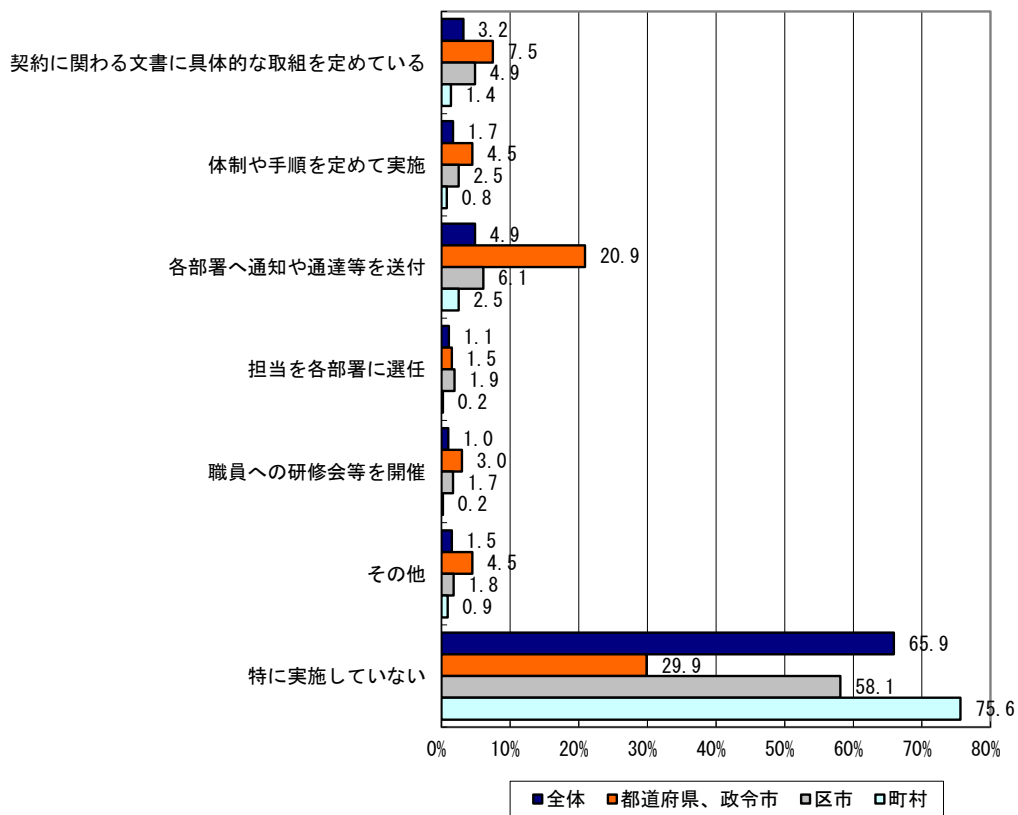


図 10 方針以外の具体的な取組（環境配慮契約）

3-1-6 方針の策定見込み（問1-4、問1-6）

■グリーン購入

調達方針等を策定していないと回答した 781 団体（都道府県、政令市は該当なし）のうち、「今後、策定予定」は 1.2%にとどまった。「今後策定したい」をあわせると 29.0%になるものの、「策定予定なし」が 67.9%と高く、区市でも 7 割が策定を予定していないことは課題としてあげられる。

表 15 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

団体分類	件数	今後、策定予定	定は具体的ないが、策定したいが、今後策定	策定予定なし	無回答
合計	781 100.0	9 1.2	217 27.8	530 67.9	25 3.2
都道府県、政令市	-	-	-	-	-
区市	207 100.0	2 1.0	47 22.7	147 71.0	11 5.3
町村	574 100.0	7 1.2	170 29.6	383 66.7	14 2.4

（方針等を策定していない 781 団体を分析）

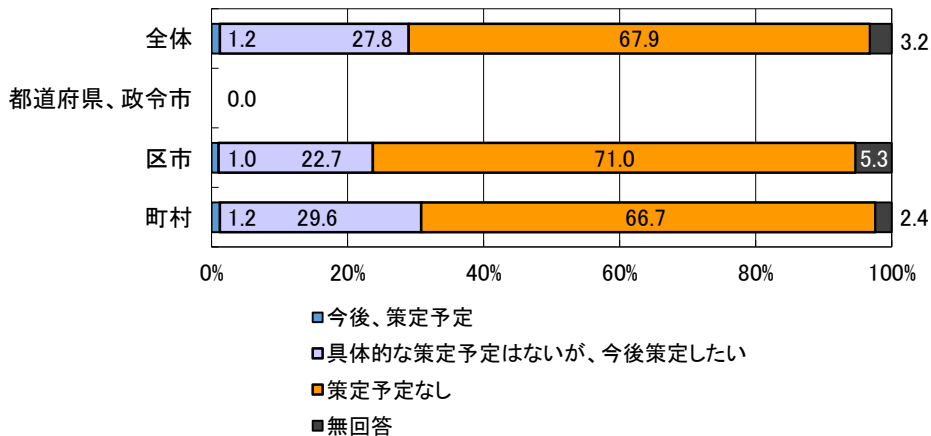


図 11 調達方針の策定見込み（グリーン購入）

■環境配慮契約

契約方針等を策定していないと回答した 1504 団体のうち、「今後、策定予定」は 0.2%にとどまった。都道府県・政令市では 43 団体が策定しておらず、「策定予定」0.0%、「今後策定したい」32.6%となっている。区市および町村でも策定希望が 2 割程度あることから、課題解決に向けた現状把握と方針策定に向けた支援が必要と考えられる。

表 16 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

団体分類	件数	今後、策定予定	たな具体的ないが、な今後策定しは	策定予定なし	無回答
合計	1504 100.0	3 0.2	349 23.2	1061 70.5	91 6.1
都道府県、政令市	43 100.0	-	14 32.6	25 58.1	4 9.3
区市	650 100.0	3 0.5	132 20.3	478 73.5	37 5.7
町村	811 100.0	-	203 25.0	558 68.8	50 6.2

（方針等を策定していない 1504 団体を分析）

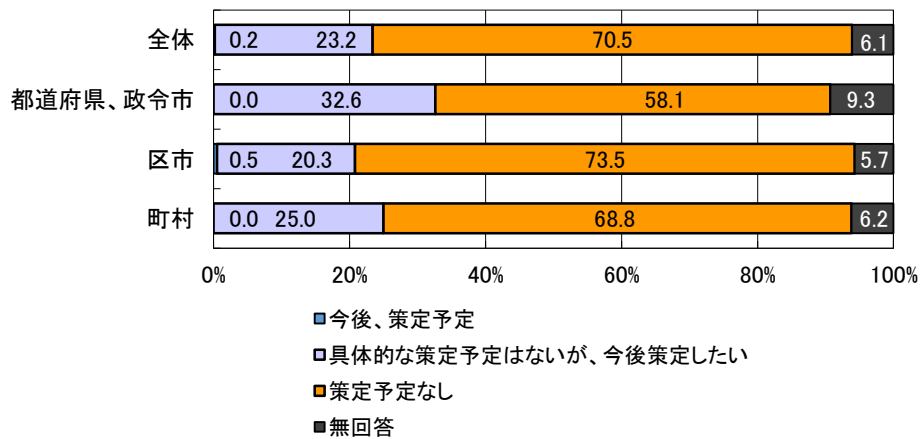


図 12 契約方針の策定見込み（環境配慮契約）

3-1-7 方針の策定条件（問1-5、問1-7）

■グリーン購入

調達方針を策定する上で、主に「人員不足の解消／体制の整備」をあげる団体が95団体と一番多い。「マニュアルやひな形・指導・参考情報」、「組織の意識の向上・認知度の向上」「品揃えや供給側の環境整備・価格の低下」が続く。その他の回答の中には自治体への義務付けをあげた団体も6団体あった。

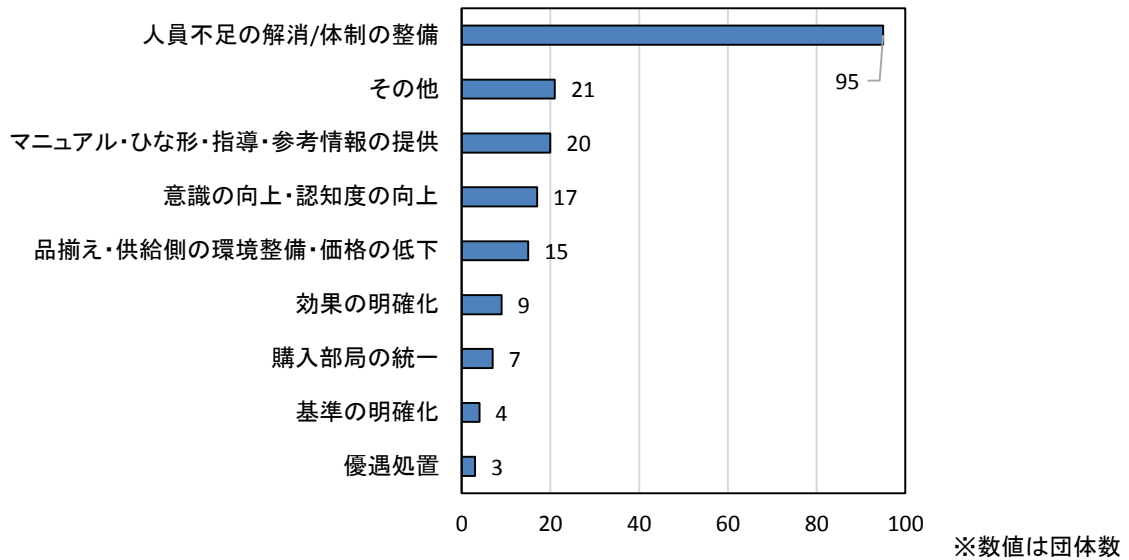


図 13 調達方針の策定条件

■環境配慮契約

契約方針を策定する上で、「人員不足の解消」、「環境配慮契約による効果やデータ、メリットの提示」が必要という回答が多い。

規模別では、区市や町村は主に「人員不足の解消」を、都道府県・政令市では「人員不足の解消」に加え、「環境配慮契約による効果やデータ、メリットの提示」、「各契約担当部署の理解・協力が得られる組織体制の構築」、「調達価格の上昇懸念、財政的支援」、「先進自治体の導入事例」が挙げられる。

問1-7. 契約方針の策定条件	件数	人員不足の解消	環境配慮契約による具体的な効果およびデータ、メリットが示されること	各契約担当部署の理解・協力が得られる組織体制の構築	マニュアルや手順書、書式の充実	調達価格の上昇懸念、財政的支援	担当者や組織全体の意識や理解の向上	先進自治体の導入事例	専門的知識の習得	環境配慮契約の義務化	事務作業の軽減	評価基準及び評価項目、配点等の明確化	要件や条件を満たす事業者の情報確保	研修などの教育
全体	440	34.1	13.2	10.9	10.7	8.0	6.1	5.7	5.7	5.2	4.3	3.4	2.3	1.6
都道府県・政令市	17	23.5	41.2	35.3	0.0	29.4	0.0	23.5	0.0	5.9	0.0	11.8	11.8	0.0
区市	197	32.5	17.3	13.2	10.7	10.2	4.6	3.0	4.6	5.1	5.1	4.6	1.5	1.5
町村	226	36.3	7.5	7.1	11.5	4.4	8.0	6.6	7.1	5.3	4.0	1.8	2.2	1.8

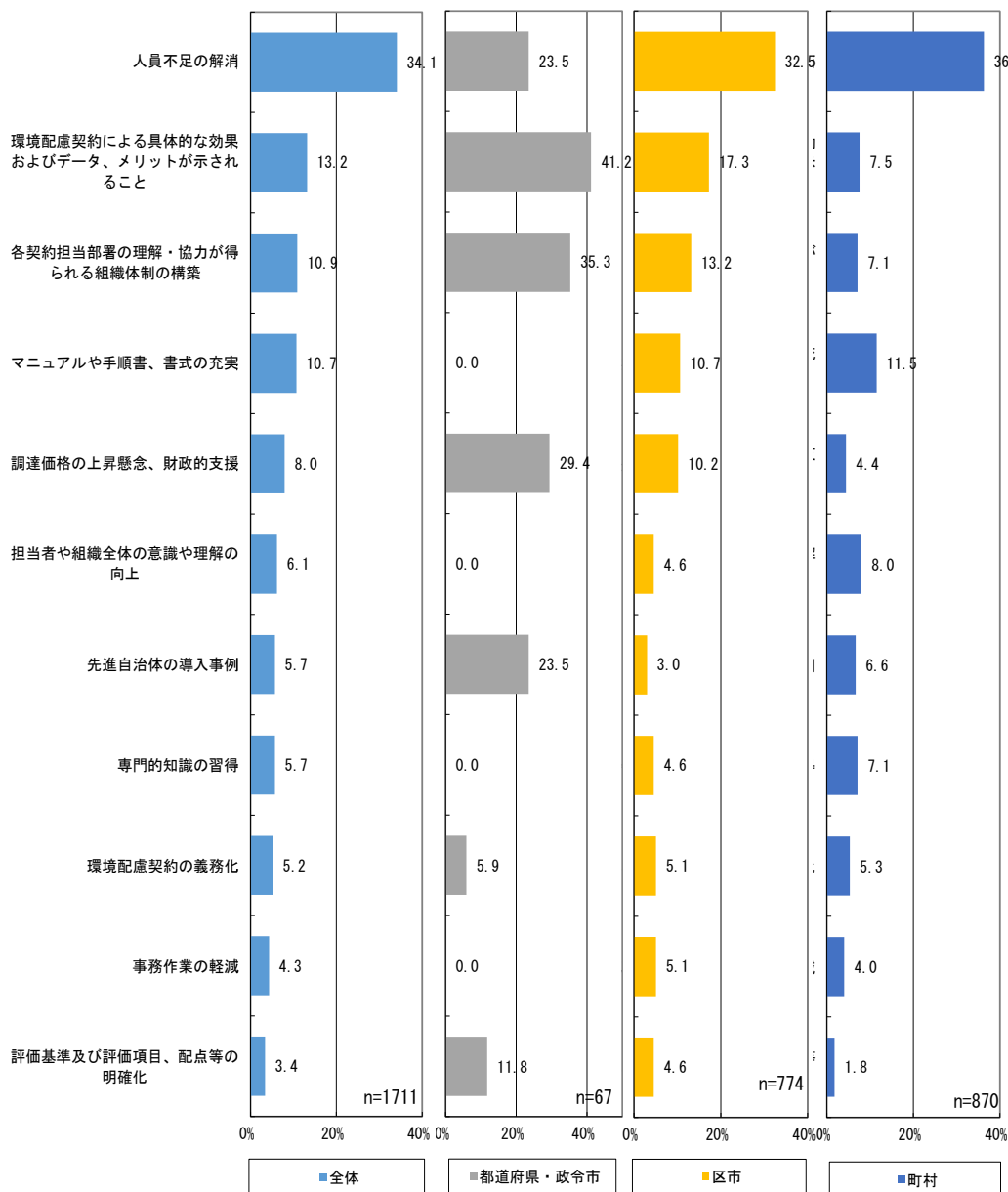


図 14 契約方針の策定条件

3-2 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-2-1 環境配慮契約の契約案件および契約割合（問3-1）

環境配慮契約の有無にかかわらず、平成 25 年度に当該類型での契約案件ありと回答した地方公共団体は、自動車 64.9%、建築物 60.1%と 6 割を超え、産業廃棄物 40.8%、ESCO 事業および船舶はほとんど契約案件がない状況となっている。

なお、電気は 44.2%にとどまり、残りの半数は「契約案件無し」と回答している。これには長期継続契約や契約自動更新が含まれ、契約行為がない状況（年度ごとの財務負担行為は実施）であることがヒアリング結果から明らかになった。

■全体

表 17 契約案件の有無

団体分類	件数	契約案件あり	契約案件なし	無回答
電気の供給を受ける契約	1711	757	869	85
	100.0	44.2	50.8	5.0
自動車の購入及び賃貸に係る契約	1711	1110	532	69
	100.0	64.9	31.1	4.0
船舶の調達に係る契約	1711	19	1592	100
	100.0	1.1	93.0	5.8
ESCO事業に係る契約	1711	50	1555	106
	100.0	2.9	90.9	6.2
建築物の設計に係る契約	1711	1028	605	78
	100.0	60.1	35.4	4.6
産業廃棄物処理に係る契約	1711	698	916	97
	100.0	40.8	53.5	5.7

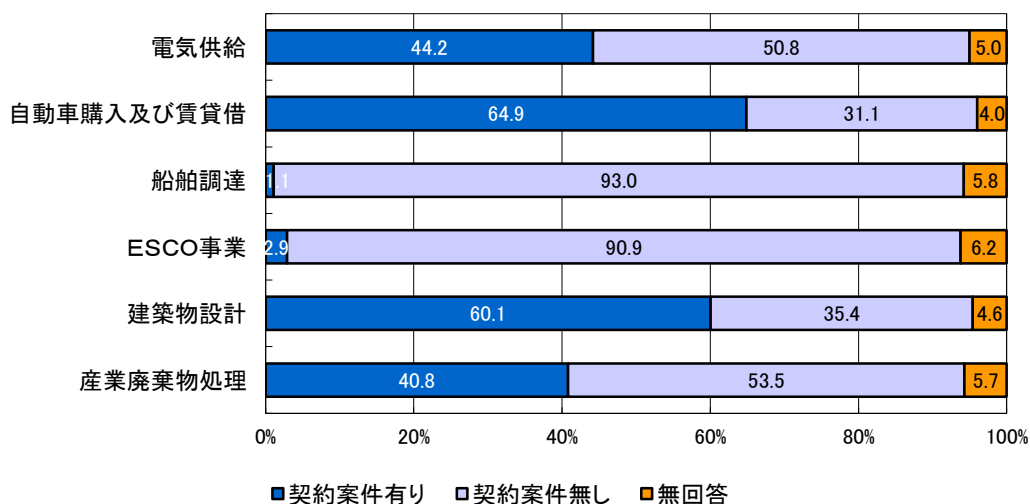
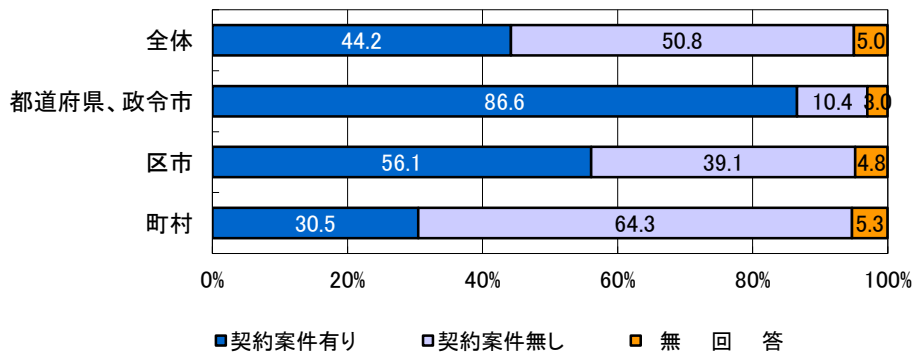


図 15 契約案件の有無

■電気

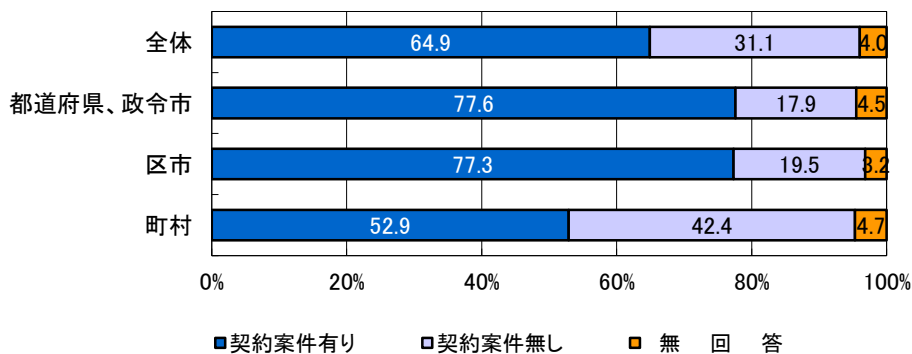
団体分類	件数	契約案件有り	契約案件無し	無回答
合計	1711	757	869	85
	100.0	44.2	50.8	5.0
都道府県、政令市	67	58	7	2
	100.0	86.6	10.4	3.0
区市	774	434	303	37
	100.0	56.1	39.1	4.8
町村	870	265	559	46
	100.0	30.5	64.3	5.3



※ 都道府県・政令市の無回答は、一括管理していないため回答できずとの理由による。
 (以下、自動車、船舶、ESCO 事業、建築物、産業廃棄物についても同様)

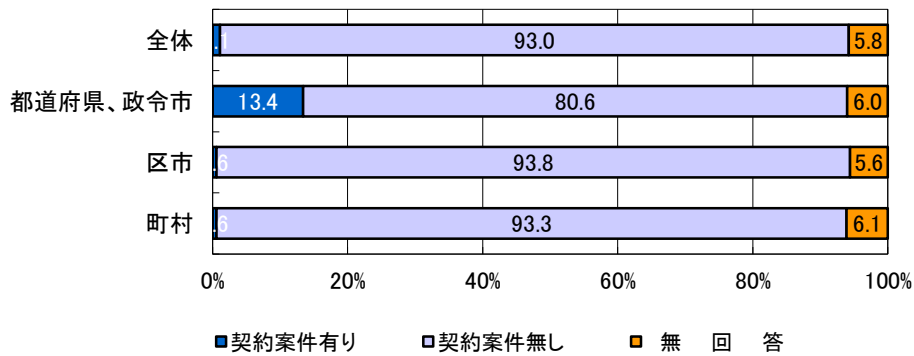
■自動車

団体分類	件数	契約案件有り	契約案件無し	無回答
合計	1711	1110	532	69
	100.0	64.9	31.1	4.0
都道府県、政令市	67	52	12	3
	100.0	77.6	17.9	4.5
区市	774	598	151	25
	100.0	77.3	19.5	3.2
町村	870	460	369	41
	100.0	52.9	42.4	4.7



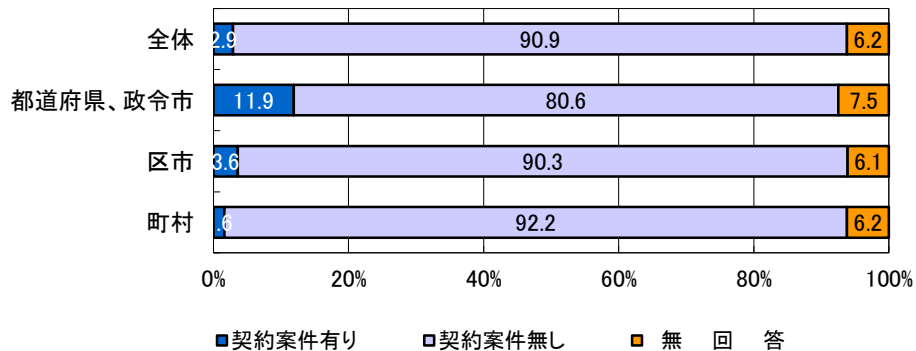
■ 船舶

団体分類	件数	契約案件有り	契約案件無し	無回答
合計	1711 100.0	19 1.1	1592 93.0	100 5.8
都道府県、政令市	67 100.0	9 13.4	54 80.6	4 6.0
区市	774 100.0	5 0.6	726 93.8	43 5.6
町村	870 100.0	5 0.6	812 93.3	53 6.1



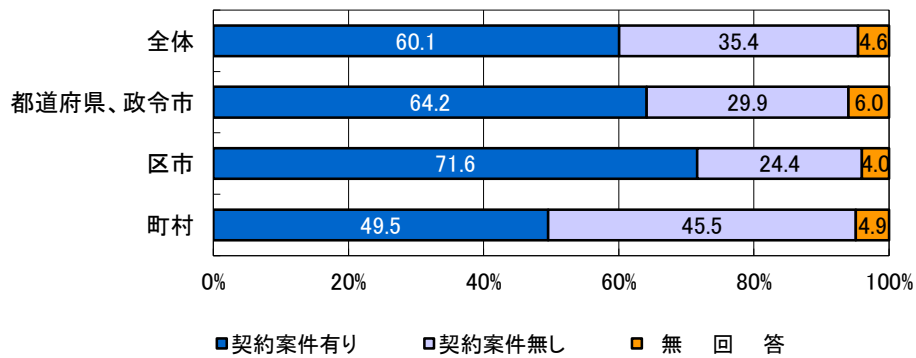
■ ESCO 事業

団体分類	件数	契約案件有り	契約案件無し	無回答
合計	1711 100.0	50 2.9	1555 90.9	106 6.2
都道府県、政令市	67 100.0	8 11.9	54 80.6	5 7.5
区市	774 100.0	28 3.6	699 90.3	47 6.1
町村	870 100.0	14 1.6	802 92.2	54 6.2



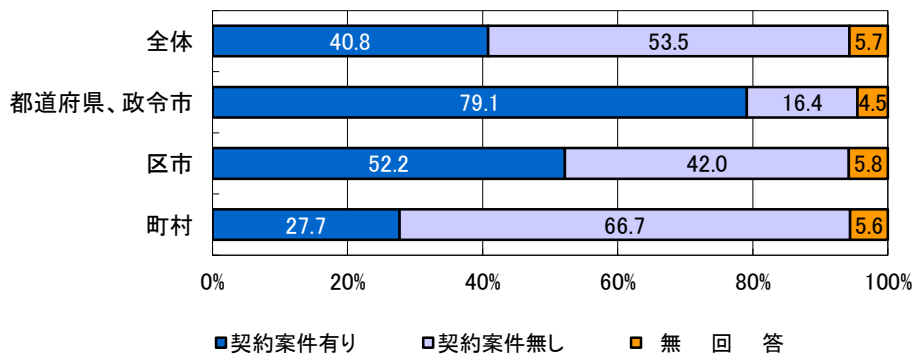
■建築物

団体分類	件数	契約案件有り	契約案件無し	無回答
合計	1711	1028	605	78
	100.0	60.1	35.4	4.6
都道府県、政令市	67	43	20	4
	100.0	64.2	29.9	6.0
区市	774	554	189	31
	100.0	71.6	24.4	4.0
町村	870	431	396	43
	100.0	49.5	45.5	4.9



■産業廃棄物

団体分類	件数	契約案件有り	契約案件無し	無回答
合計	1711	698	916	97
	100.0	40.8	53.5	5.7
都道府県、政令市	67	53	11	3
	100.0	79.1	16.4	4.5
区市	774	404	325	45
	100.0	52.2	42.0	5.8
町村	870	241	580	49
	100.0	27.7	66.7	5.6



平成 25 年度に「契約案件あり」と回答した地方公共団体のうち、競争入札と随意契約の割合については、自動車、船舶、建築物、ESCO 事業では「競争入札を中心に実施している」が多く、電気、産業廃棄物では「随意契約を中心に実施している」が多い傾向がみられた。

都道府県・政令市では、自動車、船舶、建築物において「競争入札を中心に実施している」が 7 割、ESCO 事業 6 割を占めており、電気および産業廃棄物では「随意契約を中心に実施している」と回答する割合が多い。特に電気においては区市、町村の割合が都道府県・政令市を大きく上回っている。

■全体

表 18 契約割合

団体分類	件数	競争入札等を中心	競争入札等および随意契約の両方	随意契約を中心	無回答
電気の供給を受ける契約	757	172	25	528	32
	100.0	22.7	3.3	69.7	4.2
自動車の購入及び賃貸に係る契約	1110	902	72	106	30
	100.0	81.3	6.5	9.5	2.7
船舶の調達に係る契約	19	16	-	2	1
	100.0	84.2	-	10.5	5.3
ESCO事業に係る契約	50	33	2	10	5
	100.0	66.0	4.0	20.0	10.0
建築物の設計に係る契約	1028	881	81	31	35
	100.0	85.7	7.9	3.0	3.4
産業廃棄物処理に係る契約	698	247	85	330	36
	100.0	35.4	12.2	47.3	5.2

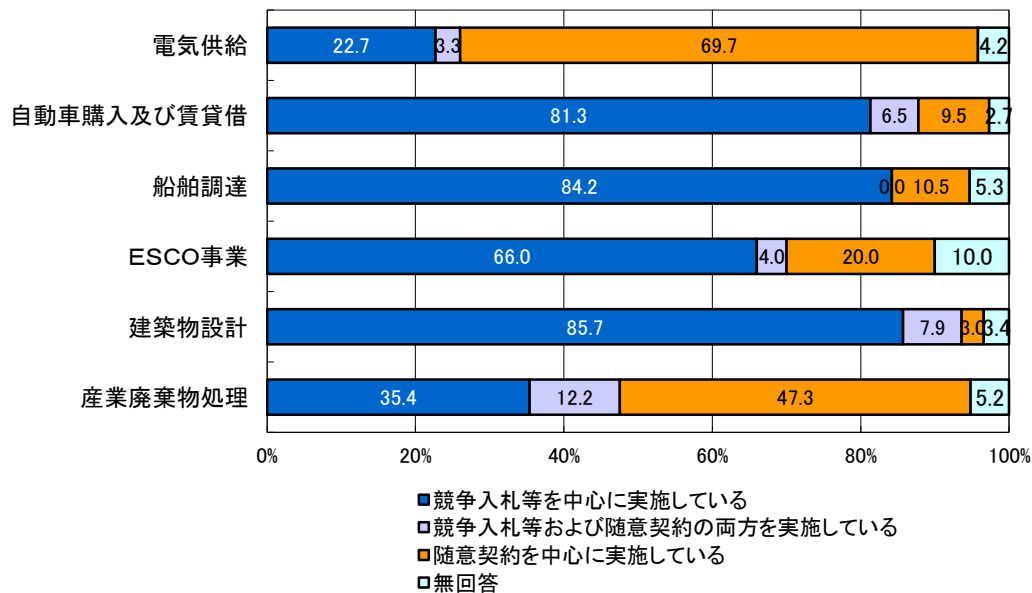
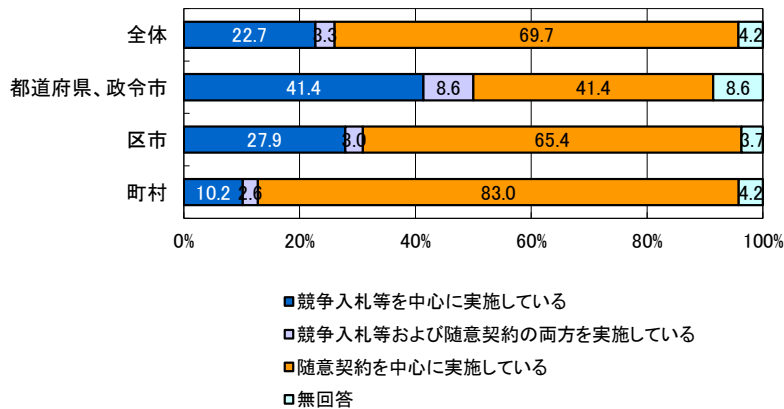


図 16 契約割合

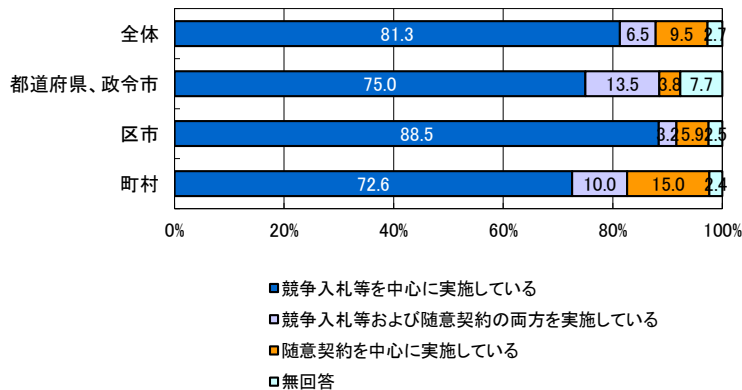
■電気

団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施している	競争入札等および 随意契約の両方を実 施している	随意契約を中心 に実施している	無回答
合計	757 100.0	172 22.7	25 3.3	528 69.7	32 4.2
都道府県、政令市	58 100.0	24 41.4	5 8.6	24 41.4	5 8.6
区市	434 100.0	121 27.9	13 3.0	284 65.4	16 3.7
町村	265 100.0	27 10.2	7 2.6	220 83.0	11 4.2



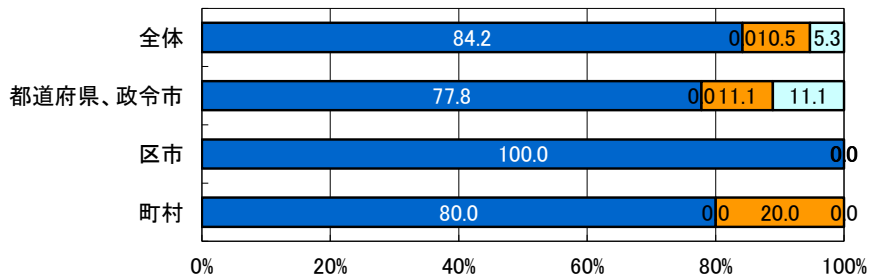
■自動車

団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施している	競争入札等および 随意契約の両方を実 施している	随意契約を中心 に実施している	無回答
合計	1110 100.0	902 81.3	72 6.5	106 9.5	30 2.7
都道府県、政令市	52 100.0	39 75.0	7 13.5	2 3.8	4 7.7
区市	598 100.0	529 88.5	19 3.2	35 5.9	15 2.5
町村	460 100.0	334 72.6	46 10.0	69 15.0	11 2.4



■ 船舶

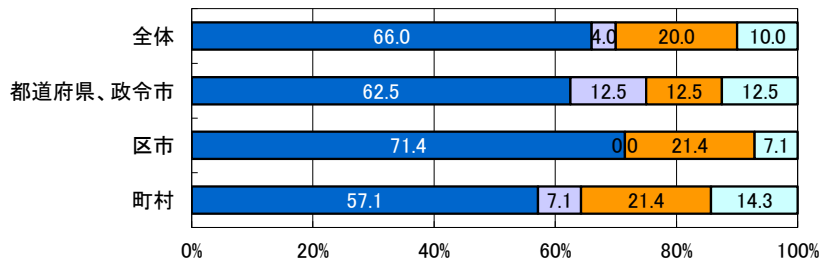
団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施している	競争入札等および 随意契約の両方を実 施している	随意契約を中心 に実施している	無回答
合計	19 100.0	16 84.2	0 -	2 10.5	1 5.3
都道府県、政令市	9 100.0	7 77.8	0 -	1 11.1	1 11.1
区市	5 100.0	5 100.0	0 -	0 -	0 -
町村	5 100.0	4 80.0	0 -	1 20.0	0 -



- 競争入札等を中心
に実施している
- 競争入札等および随意契約の両方
を実施している
- 随意契約を中心
に実施している
- 無回答

■ ESCO 事業

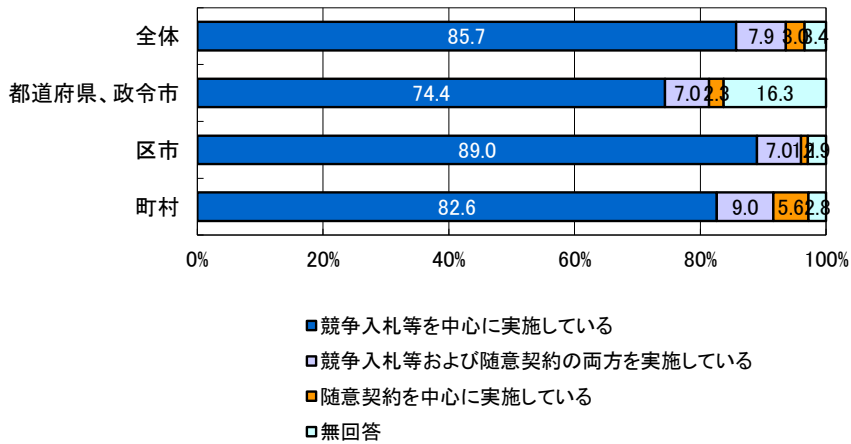
団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施している	競争入札等および 随意契約の両方を実 施している	随意契約を中心 に実施している	無回答
合計	50 100.0	33 66.0	2 4.0	10 20.0	5 10.0
都道府県、政令市	8 100.0	5 62.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5
区市	28 100.0	20 71.4	0 -	6 21.4	2 7.1
町村	14 100.0	8 57.1	1 7.1	3 21.4	2 14.3



- 競争入札等を中心
に実施している
- 競争入札等および随意契約の両方
を実施している
- 随意契約を中心
に実施している
- 無回答

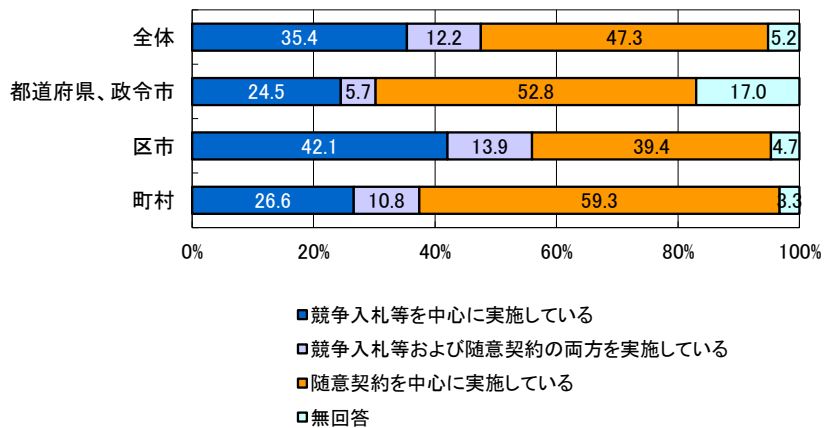
■建築物

団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施している	競争入札等および 随意契約の両方を実 施している	随意契約を中心 に実施している	無回答
合計	1028	881	81	31	35
	100.0	85.7	7.9	3.0	3.4
都道府県、政令市	43	32	3	1	7
	100.0	74.4	7.0	2.3	16.3
区市	554	493	39	6	16
	100.0	89.0	7.0	1.1	2.9
町村	431	356	39	24	12
	100.0	82.6	9.0	5.6	2.8



■産業廃棄物

団体分類	件数	競争入札等を中心 に実施している	競争入札等および 随意契約の両方を実 施している	随意契約を中心 に実施している	無回答
合計	698	247	85	330	36
	100.0	35.4	12.2	47.3	5.2
都道府県、政令市	53	13	3	28	9
	100.0	24.5	5.7	52.8	17.0
区市	404	170	56	159	19
	100.0	42.1	13.9	39.4	4.7
町村	241	64	26	143	8
	100.0	26.6	10.8	59.3	3.3



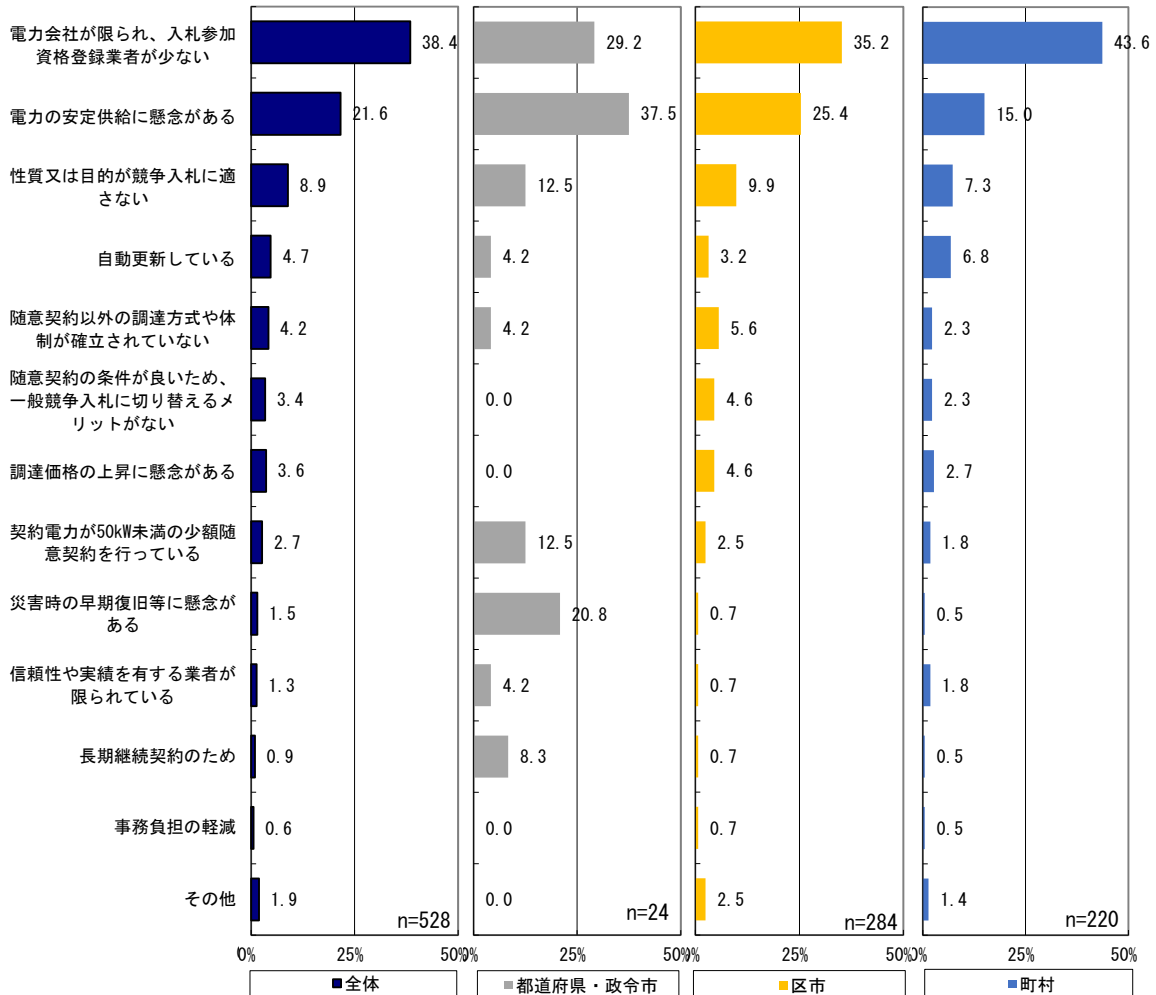
3-2-2 各分野で随意契約を行っている理由（問3-2）

■電気供給

電気における随意契約の割合が高い理由として、主に「入札参加事業者が少ない」、「電力の安定供給に懸念がある」という回答が挙げられる。

規模別では、区市 35.2%および町村 43.6%が「入札参加事業者が少ない」を理由に挙げており、都道府県・政令市では、上記に加え「電力の安定供給」（37.5%）や「災害時の早期復旧等」（20.8%）が大きな理由として挙げている。

問3-3-2. 随契約理由（電気供給）	件数	電力会社が限られ、入札参加資格登録業者が少ない	電力の安定供給に懸念がある	性質又は目的が競争入札に適さない	自動更新している	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	随意契約の条件が良いため、一般競争入札に切り替えるメリットがない	調達価格の上昇に懸念がある	契約電力が50kW未満の少額随意契約を行っている	災害時の早期復旧等に懸念がある	信頼性や実績を有する業者が限られている	長期継続契約のため	事務負担の軽減	その他
全体	528	38.4	21.6	8.9	4.7	4.2	3.4	3.6	2.7	1.5	1.3	0.9	0.6	1.9
都道府県・政令市	24	29.2	37.5	12.5	4.2	4.2	0.0	0.0	12.5	20.8	4.2	8.3	0.0	0.0
区市	284	35.2	25.4	9.9	3.2	5.6	4.6	4.6	2.5	0.7	0.7	0.7	0.7	2.5
町村	220	43.6	15.0	7.3	6.8	2.3	2.3	2.7	1.8	0.5	1.8	0.5	0.5	1.4



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 528 団体を分析）

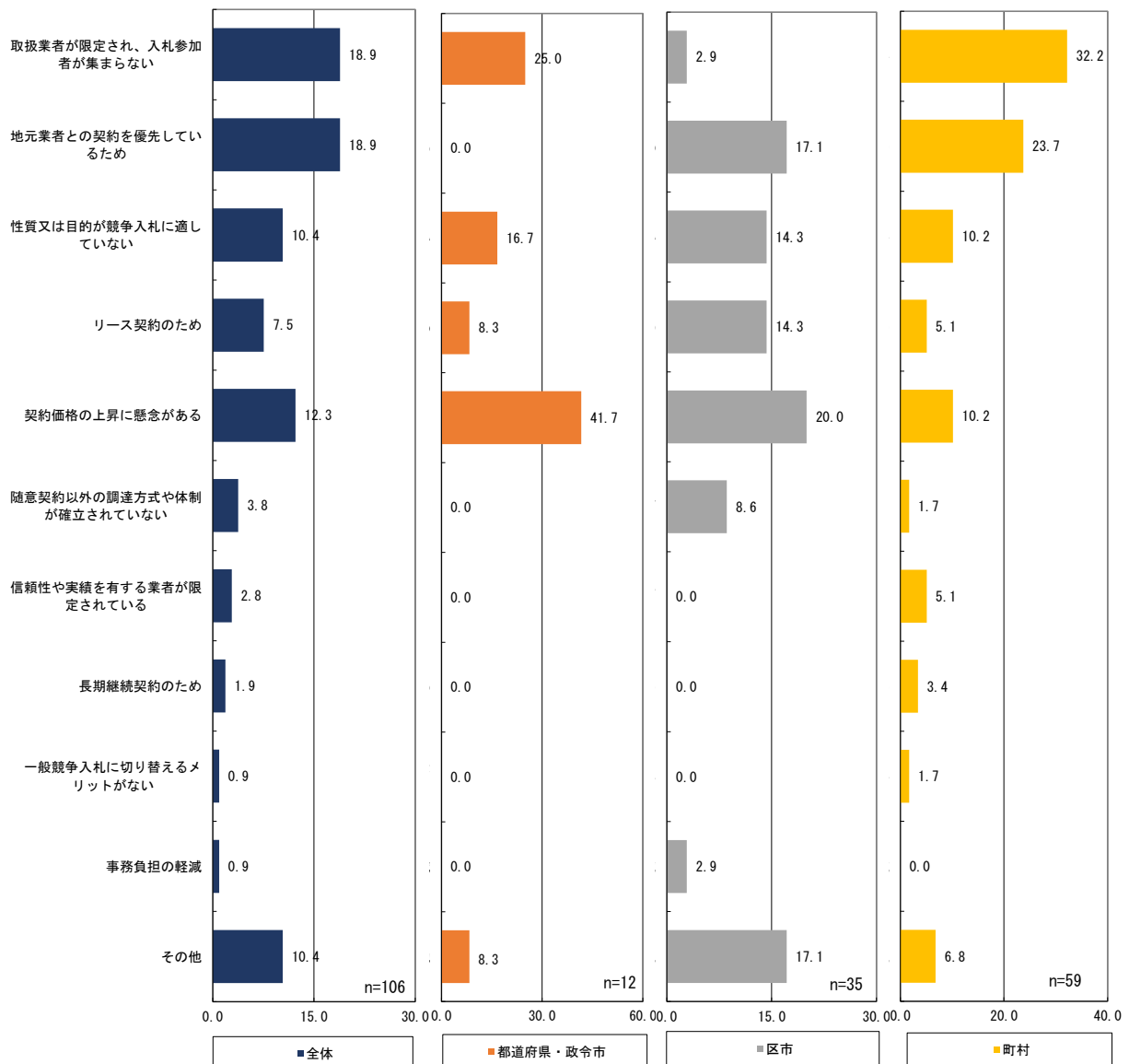
図 17 随意契約理由（電気供給）

■自動車の購入及び賃貸借

自動車の購入及び賃貸借における随意契約の割合が高い理由として、主に「取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない」、「地元業者との契約を優先している」、「性質又は目的が競争入札に適していない」という回答が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市の41.7%、区市20.0%が「契約価格の状況に懸念がある」を理由に挙げており、町村では「取扱い業者が限定され、入札参加者が集まらない」ことを挙げている。

問3-3-2. 随意契約の方の随契約理由(自動車)	件数	取扱業者が限定され、入札参加者が集まらない	地元業者との契約を優先しているため	性質又は目的が競争入札に適していない	リース契約のため	契約価格の上昇に懸念がある	随意契約以外の調達方式や体制が確立されていない	信頼性や実績を有する業者が限定されている	長期継続契約のため	一般競争入札に切り替えるメリットがない	事務負担の軽減	その他	無回答
全体	106	18.9	18.9	10.4	7.5	12.3	3.8	2.8	1.9	0.9	0.9	10.4	0.9
都道府県・政令市	12	25.0	0.0	16.7	8.3	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
区市	35	2.9	17.1	14.3	14.3	20.0	8.6	0.0	0.0	0.0	2.9	17.1	2.9
町村	59	32.2	23.7	10.2	5.1	10.2	1.7	5.1	3.4	1.7	0.0	6.8	0.0



(「契約案件が有るか随契約を実施している」と回答した116団体を分析)

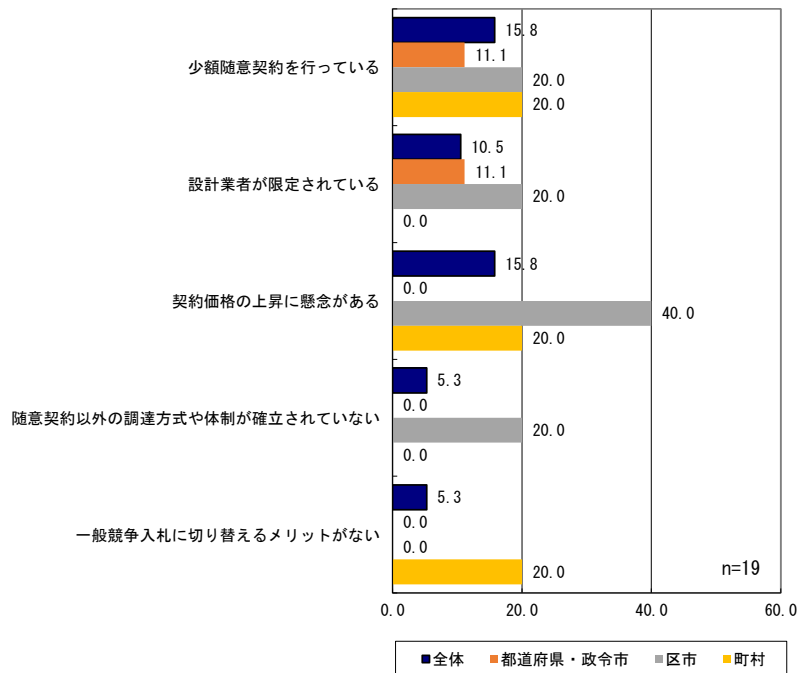
図18 随意契約理由(自動車の購入及び賃貸借)

■船舶の調達

船舶の調達において随意契約を実施する理由は、主に「少額随意契約を行っている」、「契約価格の上昇に懸念がある」、「設計業者が限定されている」が挙げられる。

表 19 随意契約理由（船舶の調達）

問 3 - 3 - 2 . 随意契約の方の 随契理由（船 舶）	件 数	少額随意 契約を 行ってい る	設計業者 が限定さ れている	契約価格 の上昇に 懸念があ る	随意契約 以外の調 達方式や 体制が確 立されて いない	一般競争 入札に切 り替える メリット がない	その他
全体	19	15.8	10.5	15.8	5.3	5.3	0.0
都道府県・政令市	9	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
区市	5	20.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0
町村	5	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0



（「契約案件が有る」と回答した 19 団体を分析）

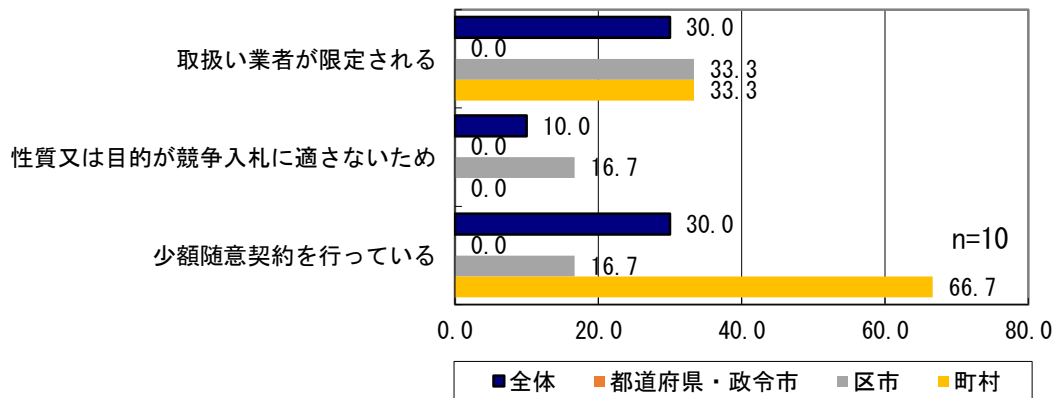
図 19 随意契約理由（船舶の調達）

■ESCO 事業

ESCO 事業において随意契約を実施する理由は、主に「取扱い業者が限定される」、「性質又は目的が競争入札に適さないため」があげられる。

表 20 随意契約理由 (ESCO 事業)

問 3-3-2. 随意契約の方の随契理由 (ESCO 事業)	件数	取扱い業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さないため	少額随意契約を行っている	無回答
全体	10	30.0	10.0	30.0	30.0
都道府県・政令市	1	0.0	0.0	0.0	100.0
区市	6	33.3	16.7	16.7	33.3
町村	3	33.3	0.0	66.7	0.0



(「契約案件が有りかつ随意契約を実施している」と回答した 10 団体を分析)

図 20 随意契約理由 (ESCO 事業)

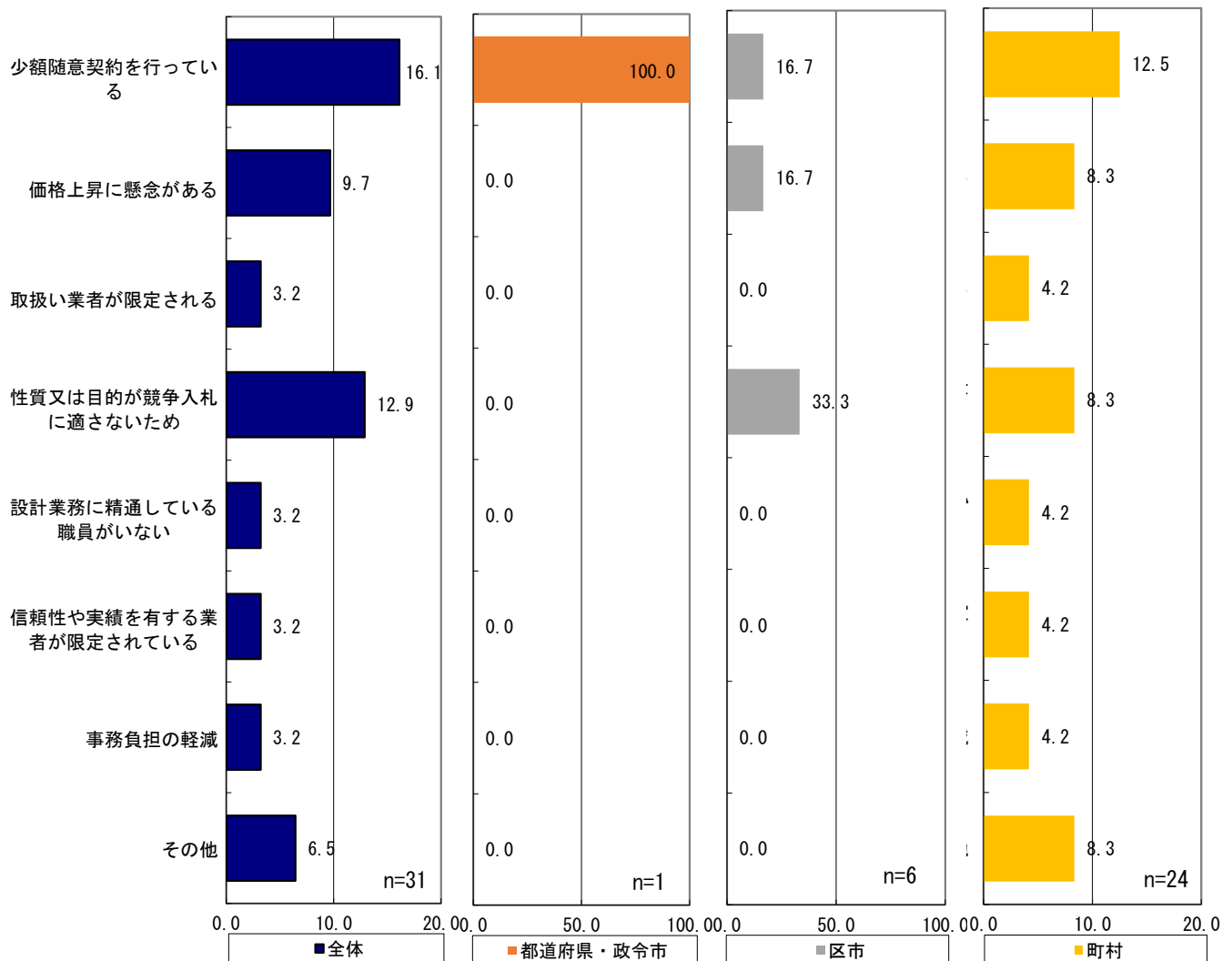
■建築物の設計

建築物の設計において随意契約を実施する理由は、主に「少額随意契約を行っている」、「性質又は目的が競争入札に適さない」、「価格上昇に懸念がある」という回答が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市の100.0%（1件のみ）、町村12.5%が「少額随意契約を行っている」を理由に挙げており、区市では「性質又は目的が競争入札に適さないため」となっている。

表 21 随意契約理由（建築物の設計）

問3-3-2. 随意契約の方の随契理由（建築物）	件数	少額随意契約を行っている	価格上昇に懸念がある	取扱い業者が限定される	性質又は目的が競争入札に適さないため	設計業務に精通している職員がいない	信頼性や実績を有する業者が限定されている	事務負担の軽減	その他
全体	31	16.1	9.7	3.2	12.9	3.2	3.2	3.2	6.5
都道府県・政令市	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区市	6	16.7	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
町村	24	12.5	8.3	4.2	8.3	4.2	4.2	4.2	8.3



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した31団体を分析）

図 21 随意契約理由（建築物の設計）

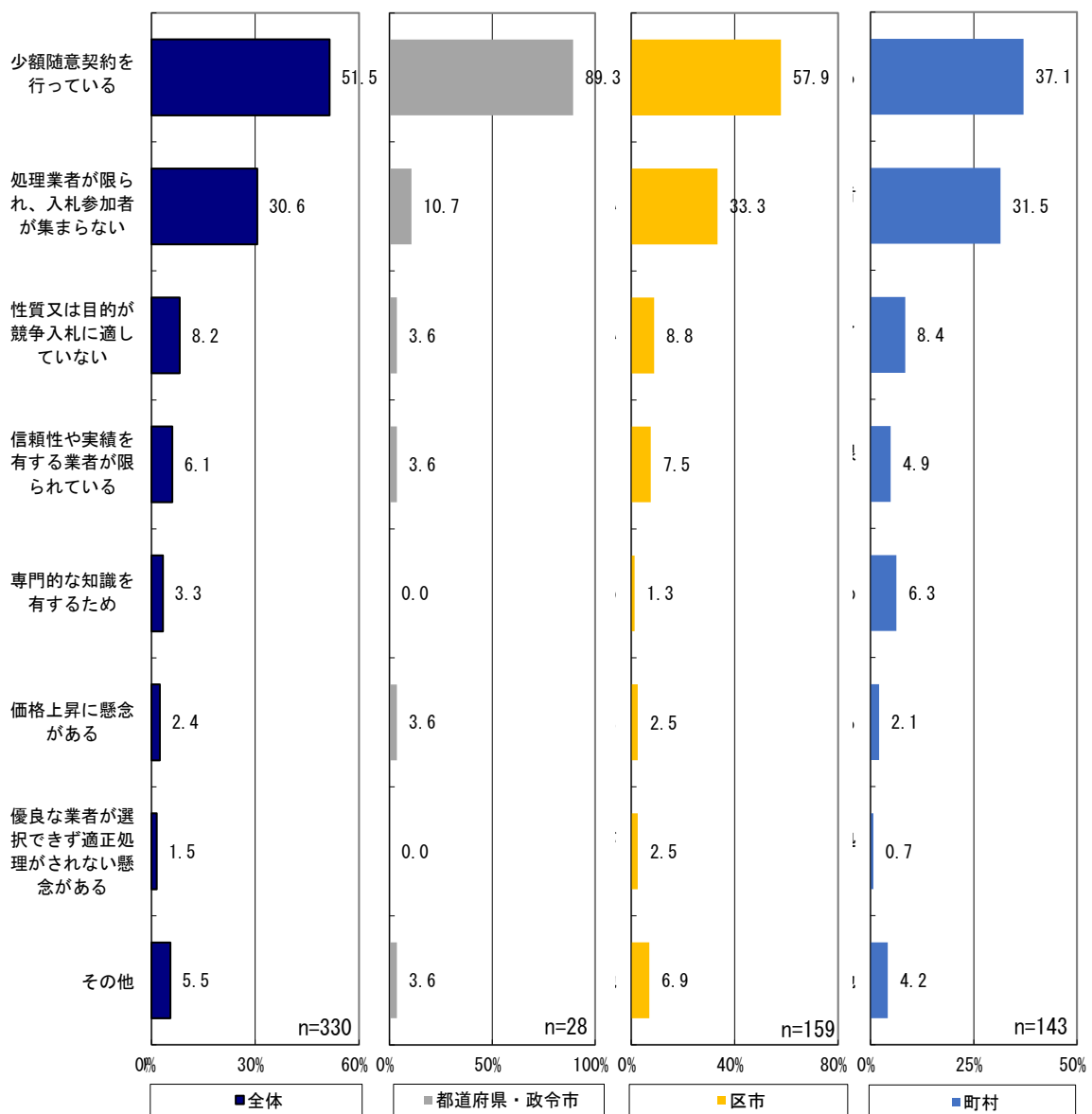
■廃棄物処理

廃棄物処理において随意契約を実施する理由は、主に「産廃量が少量のため、少額随意契約を行っている」、「処理業者が限られ入札参加者が集まらない」が挙げられる。

規模別では、都道府県・政令市 89.3%、区市 57.9%、町村 37.1%で、規模が大きいほど少額随契の理由が顕著になっている。

表 22 随意契約理由（廃棄物処理）

問3-3-2. 随意理由（産廃）	件数	産廃量が少量のため、少額随意契約を行っている	処理業者が限られており、入札参加者が集まらない	性質又は目的が競争入札に適していない	信頼性や実績を有する業者が限られている	専門的な知識を有するため	価格上昇に懸念がある	優良な業者が選択できず適正処理がされない懸念がある	その他
全体	330	51.5	30.6	8.2	6.1	3.3	2.4	1.5	5.5
都道府県・政令市	28	89.3	10.7	3.6	3.6	0.0	3.6	0.0	3.6
区市	159	57.9	33.3	8.8	7.5	1.3	2.5	2.5	6.9
町村	143	37.1	31.5	8.4	4.9	6.3	2.1	0.7	4.2



（「契約案件が有りがち随意契約を実施している」と回答した 330 団体を分析）

図 22 随意契約理由（廃棄物処理）

3-2-3 環境配慮契約の組織的取組（類型別）（問3-3）

「契約案件有り」と回答した地方公共団体の組織的取組は、ESCO 事業 34.0%、電気 20.6%、自動車 22.6%となっており、全体の取組率は低い（ただし、ESCO 事業及び船舶は母数となる件数が少ないことに注意）。また、「担当者の判断で取組んでいる」をあわせると、ESCO 事業 50.0%、自動車 43.5%、電気 31.4%、建築物 33.3%、産業廃棄物 28.7%、船舶 26.4%が取り組む結果となった。

いずれの分野においても組織的に取り組んでいない割合が高いため、環境配慮契約の導入に向けた対応策が求められる。

表 23 環境配慮契約の組織的取組

	件数	契約の方針等に 基づき組織的に 取り組んでいる	契約の方針等に 基づくものではないが 組織的に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
電気供給	757 100.0	75 9.9	81 10.7	82 10.8	511 67.5	8 1.1
自動車購入及び賃貸借	1110 100.0	65 5.9	185 16.7	231 20.9	614 55.3	14 1.3
船舶調達	19 100.0	1 5.3	1 5.3	3 15.8	14 73.7	0 0.0
ESCO事業	50 100.0	5 10.0	12 24.0	8 16.0	24 48.0	1 2.0
建築物設計	1028 100.0	41 4.0	108 10.5	193 18.8	667 65.0	19 1.8
産業廃棄物処理	698 100.0	18 2.6	65 9.3	117 16.8	484 69.3	14 2.0

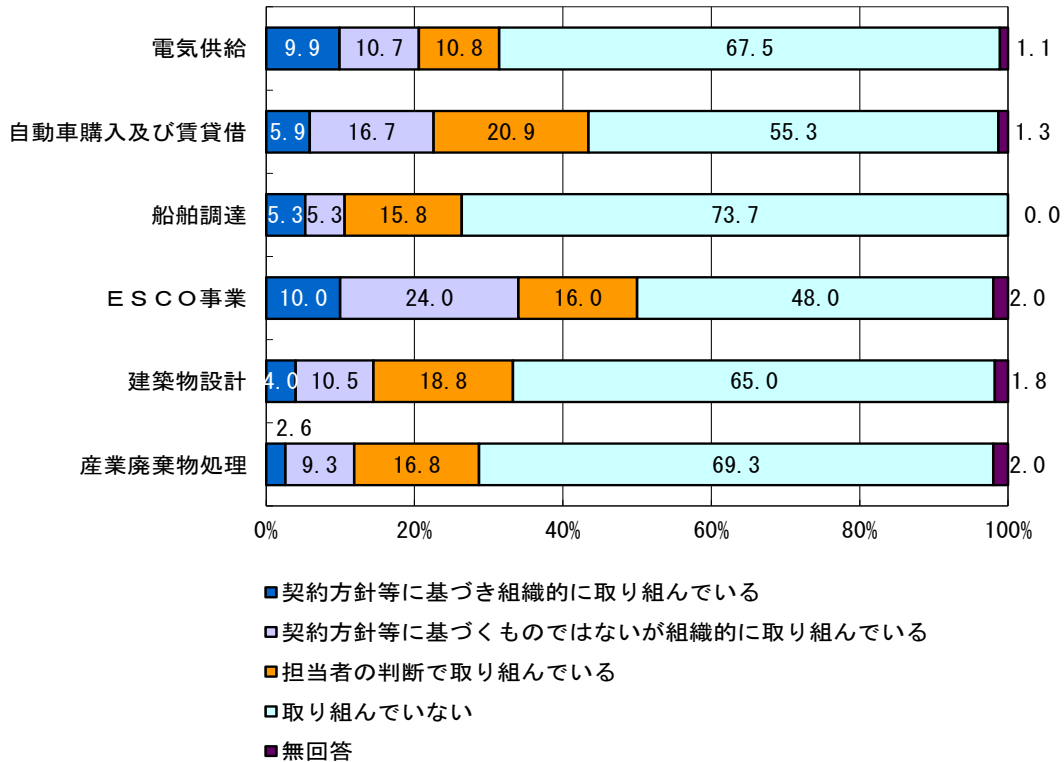
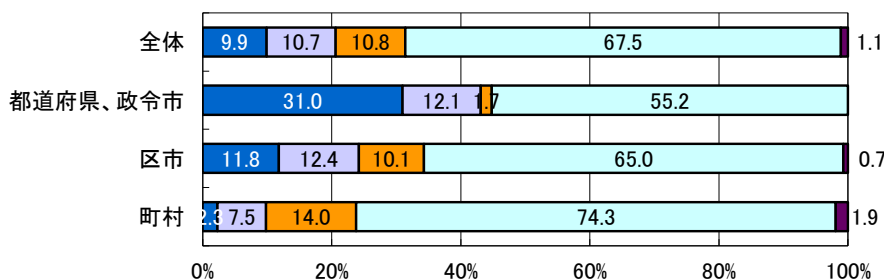


図 23 環境配慮契約の組織的取組

■ 電気

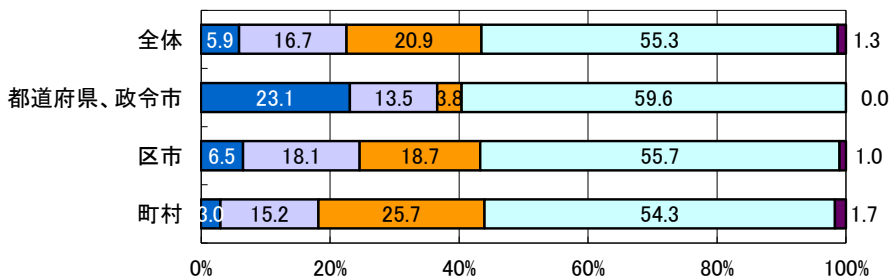
団体分類	件数	い組契約的に針取等に組織的に基づき	的も契約の方に針取等に組織的に基づき	組担当でいる判断で取り	取り組んでいない	無回答
合計	757	75 9.9	81 10.7	82 10.8	511 67.5	8 1.1
都道府県、政令市	58	18 31.0	7 12.1	1 1.7	32 55.2	-
区市	434	51 11.8	54 12.4	44 10.1	282 65.0	3 0.7
町村	265	6 2.3	20 7.5	37 14.0	197 74.3	5 1.9



- 契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる
- 契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる
- 担当者の判断で取り組んでいる
- 取り組んでいない
- 無回答

■ 自動車

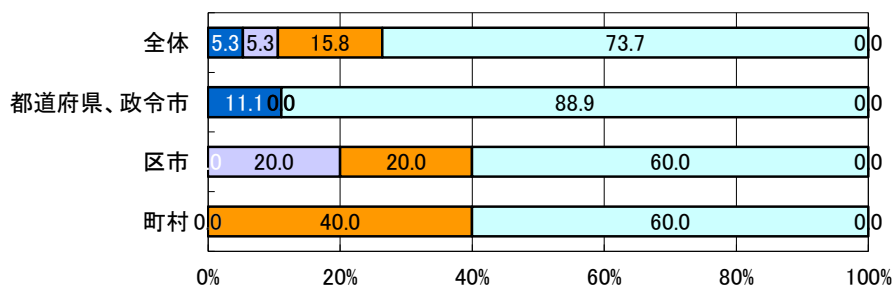
団体分類	件数	い組契約的に針取等に組織的に基づき	的も契約の方に針取等に組織的に基づき	組担当でいる判断で取り	取り組んでいない	無回答
合計	1110	65 5.9	185 16.7	232 20.9	614 55.3	14 1.3
都道府県、政令市	52	12 23.1	7 13.5	2 3.8	31 59.6	-
区市	598	39 6.5	108 18.1	112 18.7	333 55.7	6 1.0
町村	460	14 3.0	70 15.2	118 25.7	250 54.3	8 1.7



- 契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる
- 契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる
- 担当者の判断で取り組んでいる
- 取り組んでいない
- 無回答

■ 船舶

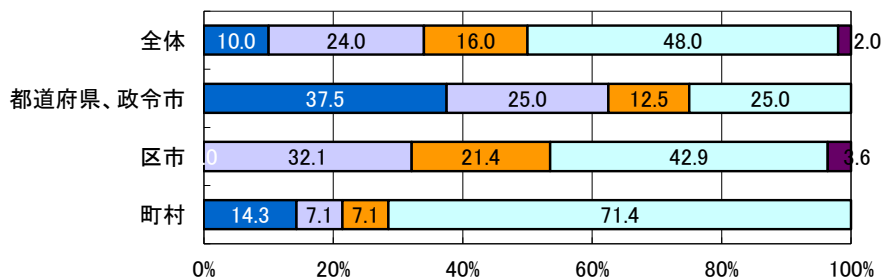
団体分類	件数	契約方針等に 組織的に取り組 んでいる	契約方針等に 基づくものではない が組織的に取り組 んでいる	契約方針等に 基づくものではない が組織的に取り組 んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	19	1	1	3	14	-	-
	100.0	5.3	5.3	15.8	73.7	-	-
都道府県、政令市	9	1	-	-	8	-	-
	100.0	11.1	-	-	88.9	-	-
区市	5	-	1	1	3	-	-
	100.0	-	20.0	20.0	60.0	-	-
町村	5	-	-	2	3	-	-
	100.0	-	-	40.0	60.0	-	-



- 契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる
- 契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる
- 担当者の判断で取り組んでいる
- 取り組んでいない
- 無回答

■ ESCO 事業

団体分類	件数	契約方針等に 組織的に取り組 んでいる	契約方針等に 基づくものではない が組織的に取り組 んでいる	契約方針等に 基づくものではない が組織的に取り組 んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
合計	50	5	12	8	24	1	1
	100.0	10.0	24.0	16.0	48.0	2.0	2.0
都道府県、政令市	8	3	2	1	2	-	-
	100.0	37.5	25.0	12.5	25.0	-	-
区市	28	-	9	6	12	1	1
	100.0	-	32.1	21.4	42.9	3.6	3.6
町村	14	2	1	1	10	-	-
	100.0	14.3	7.1	7.1	71.4	-	-



- 契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる
- 契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる
- 担当者の判断で取り組んでいる
- 取り組んでいない
- 無回答

環境配慮契約において、「契約案件有り」と回答し、組織的に取り組んでいないと回答した 1340 団体のうち、「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答した割合は、全体の 5.0%であった。都道府県・政令市では 1 件のみであり、区市や町村でも少ない傾向を示すことから、環境配慮契約を実施することによる効果やメリットを伝えるとともに、組織的な体制作りを支援するためのノウハウを提供していく工夫が必要と思われる。

表 24 「今後、組織的に取り組む予定がある」と回答

団体分類	件数	電気供給	借自動車購入及び賃貸	船舶調達	E S C O 事業	建築物設計	産業廃棄物処理	無回答
合計	1340 100.0	19 1.4	26 1.9	-	1 0.1	16 1.2	6 0.4	1303 97.2
都道府県、政令市	31 100.0	1 3.2	-	-	-	-	-	30 96.8
区市	547 100.0	8 1.5	9 1.6	-	1 0.2	6 1.1	3 0.5	532 97.3
町村	762 100.0	10 1.3	17 2.2	-	-	10 1.3	3 0.4	741 97.2

3-2-5 環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組（問3-5）

環境配慮契約の進展に必要と思われる国の取組は、主に、「環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル」が全体の65.5%を占め、次いで「環境配慮契約に取り組むことによる効果」（44.3%）、「環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式」（39.0%）が挙げられる。

以上のことから、「マニュアル」、「様式」、「類似事例」などの実務上で必要な情報と、「効果」などの内部への説明資料及び「研修」、「専門家派遣」などの実務的な支援について検討する必要がある。

団体分類	件数	環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル	環境配慮契約の効果	環境配慮契約を行うための必要入札契約書式	国の環境配慮契約法に基づく「基本方針」に関する情報提供	他の地方公共団体の取組に関する情報提供	標準的な評価算定支援ツール等の提供	職員研修の実施	導入に至るまでの作業支援及び専門家の派遣	相談窓口の設置	その他	特に必要はない	無回答
合計	1711	1120	758	667	660	638	563	381	299	249	35	76	96
	100.0	65.5	44.3	39.0	38.6	37.3	32.9	22.3	17.5	14.6	2.0	4.4	5.6
都道府県、政令市	67	49	44	28	34	38	29	16	16	12	4	-	1
	100.0	73.1	65.7	41.8	50.7	56.7	43.3	23.9	23.9	17.9	6.0	-	1.5
区市	774	532	369	314	305	281	281	169	123	104	16	22	36
	100.0	68.7	47.7	40.6	39.4	36.3	36.3	21.8	15.9	13.4	2.1	2.8	4.7
町村	870	539	345	325	321	319	253	196	160	133	15	54	59
	100.0	62.0	39.7	37.4	36.9	36.7	29.1	22.5	18.4	15.3	1.7	6.2	6.8

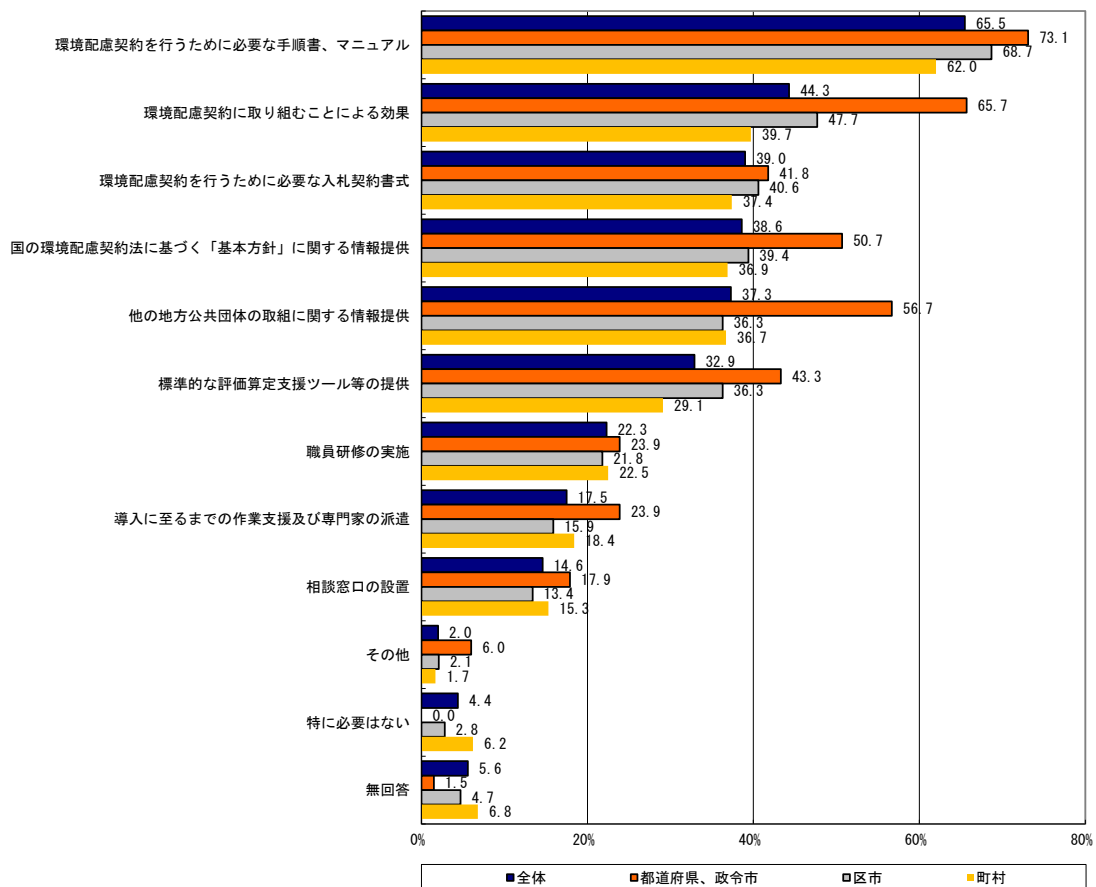


図 25 国への支援希望

3-2-6 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問3-6）

環境配慮契約の推進に際して、「特に参考になっているものはない」という回答が全体の54.5%を占めた。現在は、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料」や「他の自治体による取組」を参考としているが、前述の通り、環境配慮契約の進展に必要と思われる取組に、手順書、マニュアル、入札契約書式などが挙げられているため、「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」に対するニーズはあると考えられる。このマニュアルの内容の充実を図り、特に、組織的に取り組んでいない地方公共団体に対して普及を進めることが有効と考えられる。

	件数	国の環境配慮契約法に基づく基本方針・解説資料	環境配慮契約法取組事例データベース	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル	他の自治体による取組	独自に作成したデータベース	その他	特に参考にしていないもの	無回答
合計	1711	302	66	194	243	11	23	930	272
	100.0	17.7	3.9	11.3	14.2	0.6	1.3	54.4	15.9
組織的に取組、方針に基づかないが組織的に取組	371	128	26	74	88	5	10	141	39
	100.0	34.5	7.0	19.9	23.7	1.3	2.7	38.0	10.5
担当者のレベルで取組、取組なし、無回答	1340	174	40	120	155	6	13	789	233
	100.0	13.0	3.0	9.0	11.6	0.4	1.0	58.9	17.4

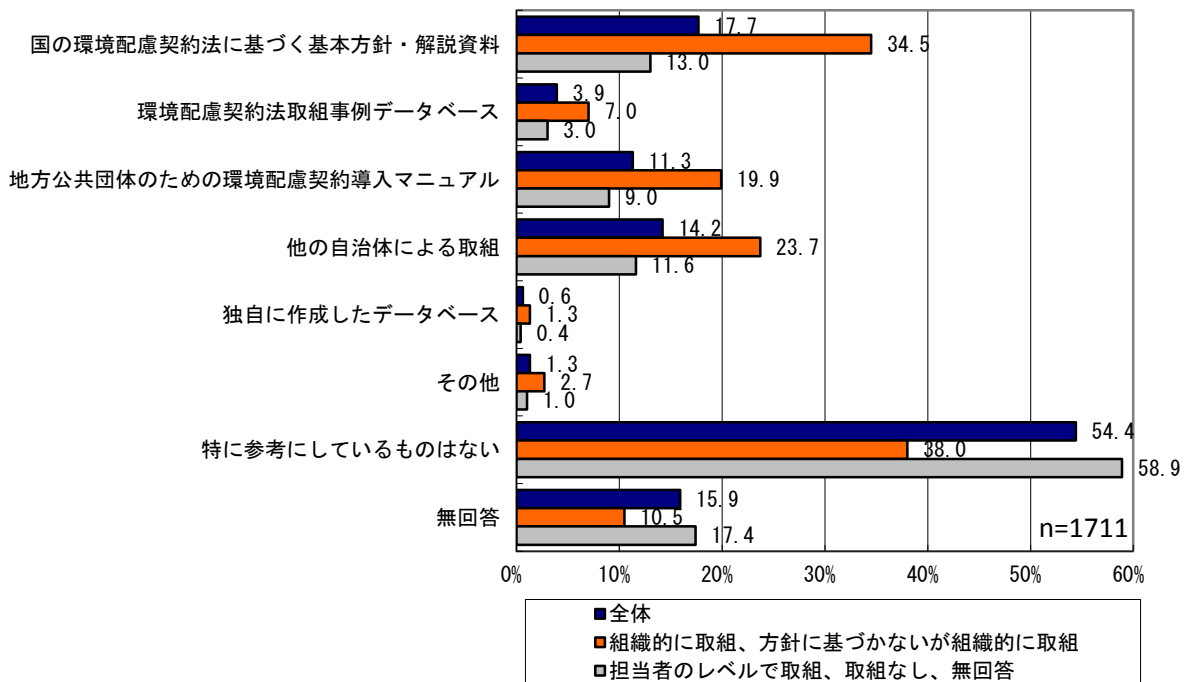


図 26 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3-2-7 環境配慮契約実績の把握と公表について（問3-7）

環境配慮契約法では、地方公共団体が環境配慮契約の締結の実績を取りまとめ、公表することを努力義務として位置付けられている（平成十九年法律第五十六号第十一条四項）。

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した団体の契約実績の把握状況は、電気、自動車、建築物を中心に取られ、全体の25～52%程度（母数の少ない船舶を除く）と低い。

規模別では、都道府県・政令市は、電気およびESCO事業において8割程度が取り組んでいるものの、自動車や建築物では約4割、産業廃棄物では12.5%となっている。産業廃棄物は区市、町村に比べて低い割合を示す結果となっている。

■全体

表 25 環境配慮契約実績の把握

	件数	把握している	把握していない	無回答
電気供給	238	125	106	7
	100.0	52.5	44.5	2.9
自動車購入及び賃貸借	482	160	304	18
	100.0	33.2	63.1	3.7
船舶調達	5	1	4	-
	100.0	20.0	80.0	-
ESCO事業	25	11	13	1
	100.0	44.0	52.0	4.0
建築物設計	342	99	233	10
	100.0	28.9	68.1	2.9
産業廃棄物処理	200	51	142	7
	100.0	25.5	71.0	3.5

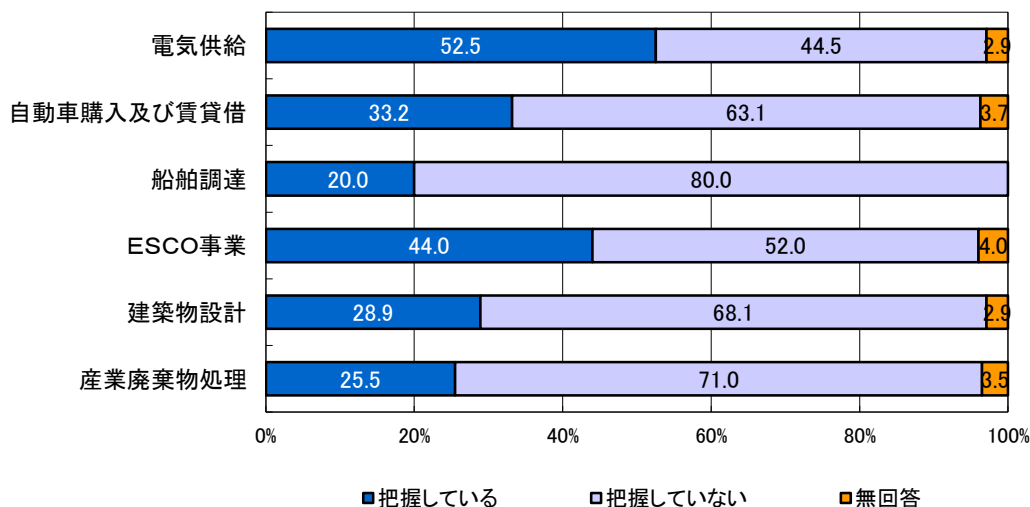
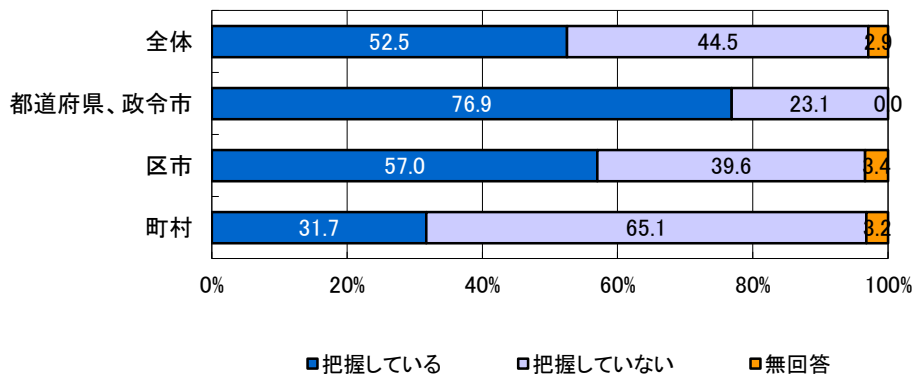


図 27 環境配慮契約実績の把握

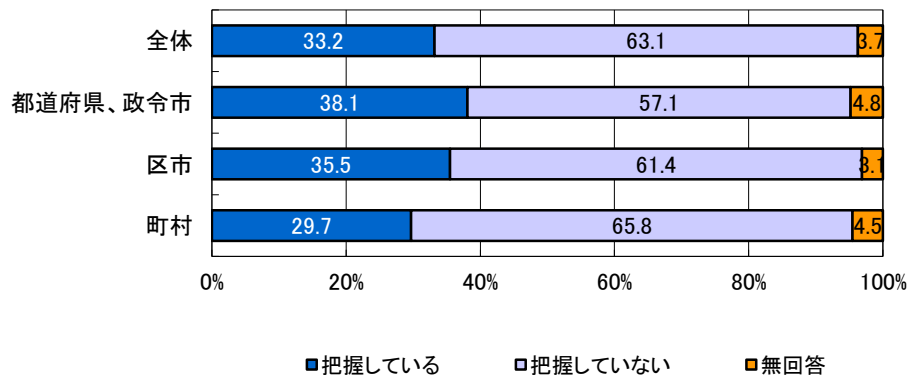
■電気

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	238	125	106	7
	100.0	52.5	44.5	2.9
都道府県、政令市	26	20	6	-
	100.0	76.9	23.1	-
区市	149	85	59	5
	100.0	57.0	39.6	3.4
町村	63	20	41	2
	100.0	31.7	65.1	3.2



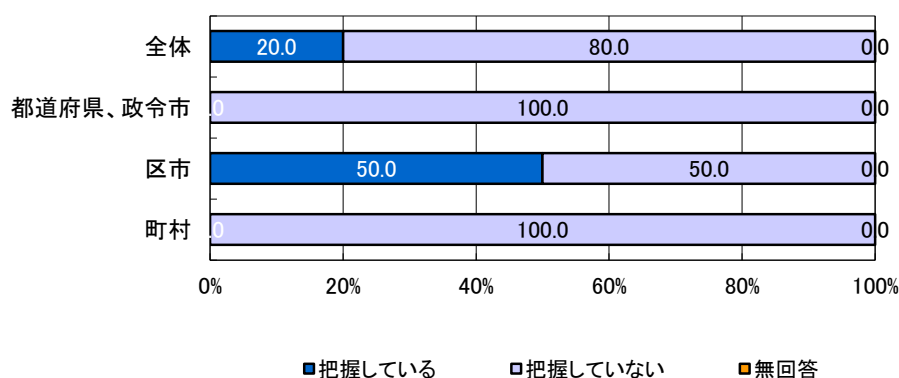
■自動車

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	482	160	304	18
	100.0	33.2	63.1	3.7
都道府県、政令市	21	8	12	1
	100.0	38.1	57.1	4.8
区市	259	92	159	8
	100.0	35.5	61.4	3.1
町村	202	60	133	9
	100.0	29.7	65.8	4.5



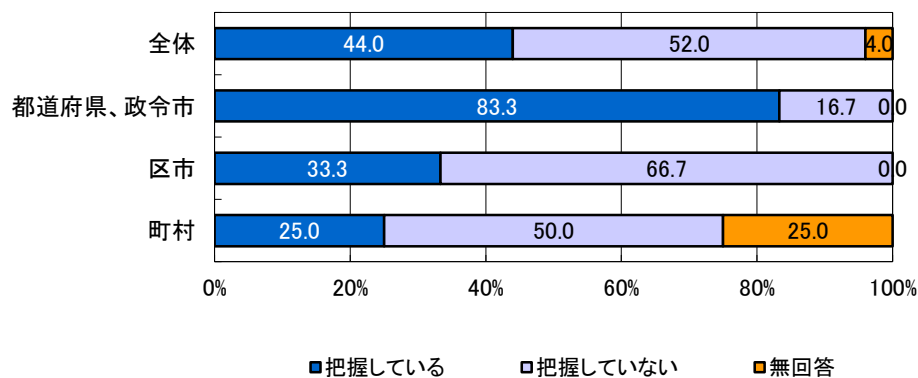
■船舶

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	5	1	4	-
	100.0	20.0	80.0	-
都道府県、政令市	1	-	1	-
	100.0	-	100.0	-
区市	2	1	1	-
	100.0	50.0	50.0	-
町村	2	-	2	-
	100.0	-	100.0	-



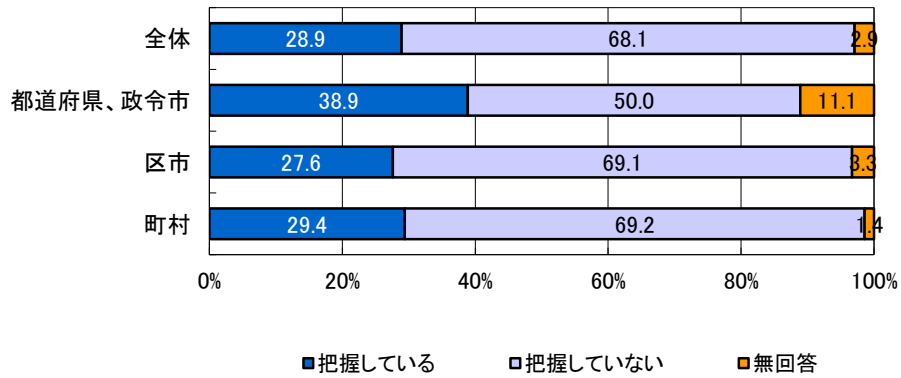
■ESCO 事業

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	25	11	13	1
	100.0	44.0	52.0	4.0
都道府県、政令市	6	5	1	-
	100.0	83.3	16.7	-
区市	15	5	10	-
	100.0	33.3	66.7	-
町村	4	1	2	1
	100.0	25.0	50.0	25.0



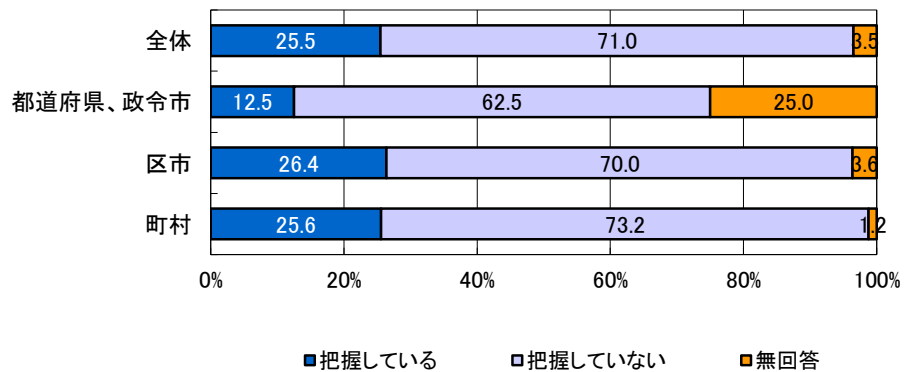
■ 建築物

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	342 100.0	99 28.9	233 68.1	10 2.9
都道府県、政令市	18 100.0	7 38.9	9 50.0	2 11.1
区市	181 100.0	50 27.6	125 69.1	6 3.3
町村	143 100.0	42 29.4	99 69.2	2 1.4



■ 産業廃棄物

団体分類	件数	有	無	無回答
合計	200 100.0	51 25.5	142 71.0	7 3.5
都道府県、政令市	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0
区市	110 100.0	29 26.4	77 70.0	4 3.6
町村	82 100.0	21 25.6	60 73.2	1 1.2



3-2-8 環境配慮契約の効果およびその定量把握（問3-8）

■環境配慮契約の効果

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した611団体に、環境配慮契約の効果を確認したところ「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」等があげられた。

都道府県・政令市では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」が33.3%にとどまり、「わからない」と回答した団体も30.8%を占めている。

団体分類	件数	減温室効果ガス等の低減効果	トータルコストの縮減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合計	611	70	55	48	17	295	3	196
	100.0	11.5	9.0	7.9	2.8	48.3	0.5	32.1
都道府県、政令市	39	13	10	13	8	12	-	6
	100.0	33.3	25.6	33.3	20.5	30.8	-	15.4
区市	339	38	32	27	8	160	1	107
	100.0	11.2	9.4	8.0	2.4	47.2	0.3	31.6
町村	233	19	13	8	1	123	2	83
	100.0	8.2	5.6	3.4	0.4	52.8	0.9	35.6

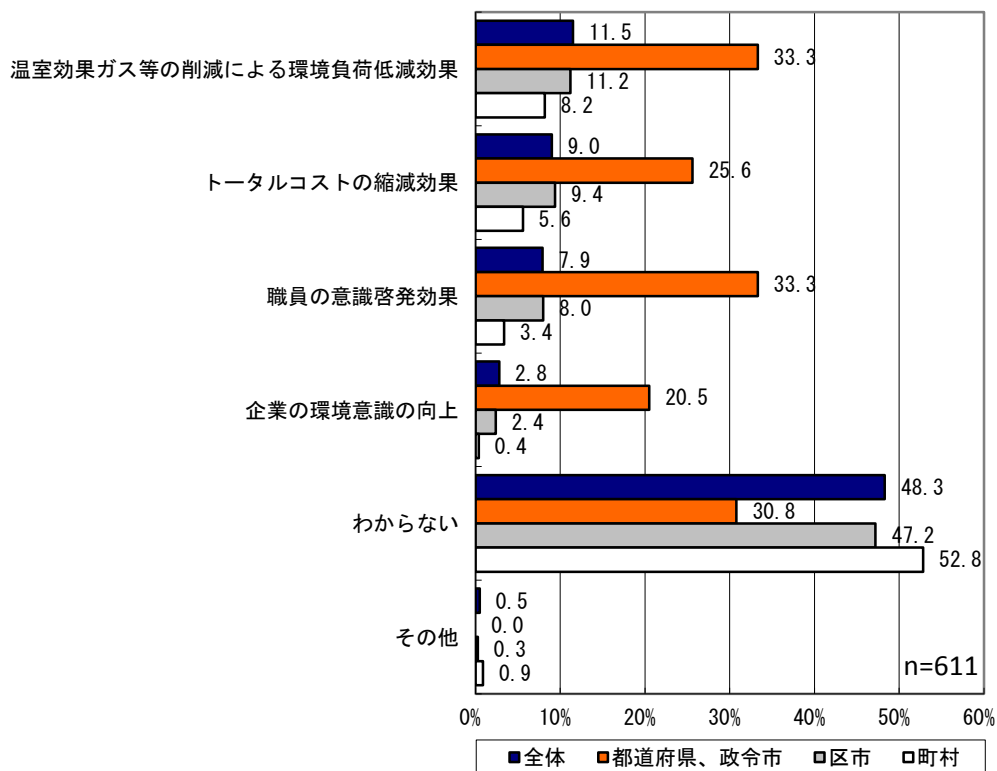


図 28 効果把握事例

■環境配慮契約の定量把握

「契約案件が有り、環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 611 団体に、環境配慮契約の定量把握を確認したところ、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの削減効果」があげられた。

都道府県・政令市では、環境配慮契約の定量把握が 2 割程度にとどまり、約 3 割が「わからない」と回答している。環境配慮契約の定量把握のための手法事例等を公表していくことが必要と考えられる。

表 26 環境配慮契約の定量把握

団体分類	件数	減温室効果ガス等の低減効果	削減効果による環境負荷低減効果	トータルコストの削減効果	職員の意識啓発効果	企業の環境意識の向上	わからない	その他	無回答
合計	611 100.0	25 4.1	25 4.1	7 1.1	3 0.5	251 41.1	2 0.3	317 51.9	
都道府県、政令市	39 100.0	7 17.9	7 17.9	1 2.6	1 2.6	11 28.2	-	19 48.7	
区市	339 100.0	13 3.8	14 4.1	4 1.2	1 0.3	138 40.7	1 0.3	176 51.9	
町村	233 100.0	5 2.1	4 1.7	2 0.9	1 0.4	102 43.8	1 0.4	122 52.4	

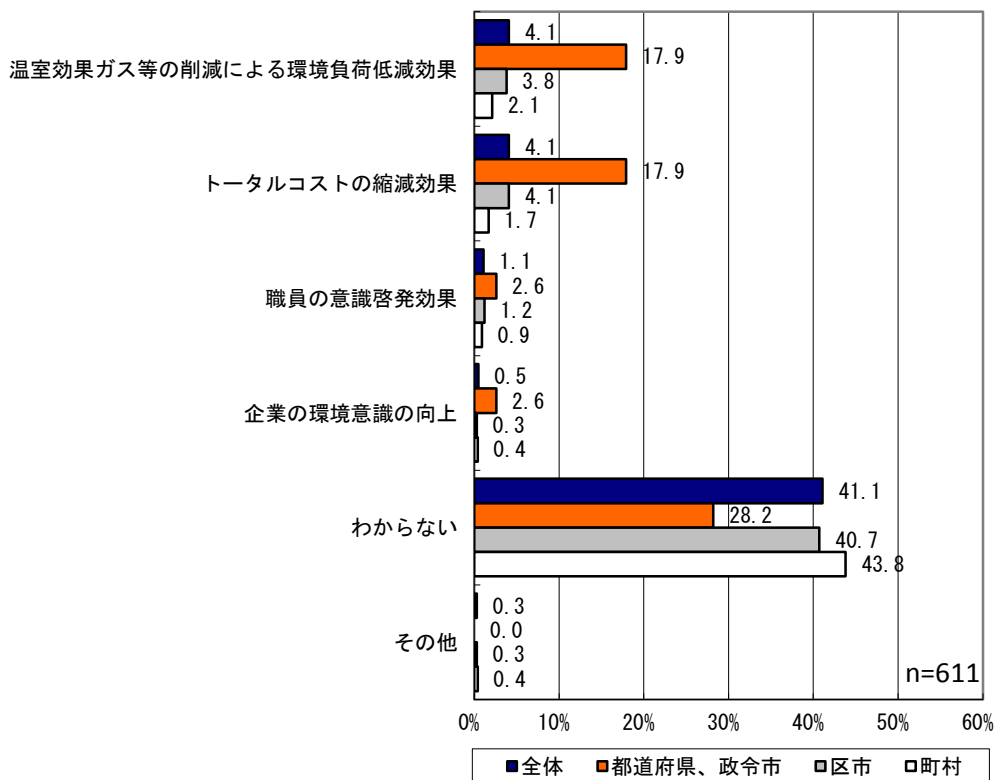


図 29 環境配慮契約の定量把握

3-2-9 定量効果の把握における具体的な方法（問3-9）

具体的な方法としては、電気では、PPSに変更したことによる従来の一般電気事業者との温室効果ガス排出量を算定する事例や、ESCO事業によるエネルギー使用量や光熱水費の削減効果を算出する事例が挙げられる。

また、分類ごとの効果把握だけでなく、入札時における事業者選定に際して、環境への取組を評価項目とするなどの地方公共団体の独自の環境配慮契約の取組も行われている。

都道府県	区市町村	定量的な効果の把握方法
北海道	中札内村	燃料等の使用量を集計し、前年度比較を実施している。
秋田県	秋田県	電気、灯油、ガス等の使用量からCO2排出量やエネルギー使用量、光熱水費を算出し、基準値と比較している(ESCO事業)。
栃木県	栃木県	地方公共団体地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において目標を定め、毎年度県の事務事業における温室効果ガス排出量を把握している。
栃木県	宇都宮市	環境配慮契約を導入しなかったときとの積算での比較している。
群馬県	群馬県	ESCO事業の事業報告書、電力入札額で効果を把握している。
埼玉県	小川町	特定電気事業者からの電力購入により、時間ごとの使用電力量が把握できるようになり、節電への取り組みがし易くなり、各施設の電力使用量の削減に繋がった。
東京都	新宿区	毎年、区有施設のエネルギー使用量及びごみ排出量等について集計し、温室効果ガス排出量を算定している。
東京都	台東区	台東区地球温暖化対策推進実行計画における対象施設のエネルギー使用量による温室効果ガスを算定している。
東京都	大田区	電気の供給を受ける契約では、一般電気事業者である東京電力を比較指標として、独自にその効果を算定している。
東京都	世田谷区	エネルギー使用量や電気料金により把握している。
東京都	北区	PPSと一般電気事業者における温室効果ガス排出係数より算定している。
東京都	板橋区	温室効果ガス:各施設等の電気使用量に、各施設等が契約している電気事業者のCO2排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出し、効果等を把握している。
東京都	八王子市	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る調査において、各所管へ照会し、確認している。
東京都	武蔵野市	従来契約との比較を行っている。
東京都	府中市	電気の供給を受ける契約について、PPSとの契約を行い、PPSを活用しなかった場合のコストと比べ、どのくらいコストを削減できたのかを算出している。
東京都	町田市	PPSとの電気需給契約では、東京電力と契約した場合との料金の差額がわかる。
東京都	小金井市	電力供給契約において、一般電気事業者の料金に対する契約金額の率を把握している。
東京都	日野市	電力調整契約において、使用料が数値で把握できるため、従来とのコスト比較を行っている。
東京都	あきる野市	「温室効果ガスの削減による環境負荷低減効果」及び「トータルコストの縮減効果」については、地域電力会社である東京電力㈱であった場合と実際に契約した新電力(特定規模電気事業者(PPS))のそれぞれのCO2排出係数及び単価を用いて、実際に使用した電力量を基にして、定量的な効果を把握している。
神奈川県	鎌倉市	電気の供給を受ける契約において、温室効果ガスの排出量や電気料金をPPSと東京電力とで比較して計算している。
新潟県	見附市	ESCO事業実施企業との定期的な事業報告を行い、各項目の削減結果を報告させている。
富山県	富山県	年間の電力・重油・ガス使用量等を集計し、効果を把握している。
福井県	勝山市	総合評価落札方式による入札案件で、事業者の環境美化活動を評価項目として取り扱っている。
愛知県	名古屋市	中部電力と契約した場合の温室効果ガスの排出量、トータルコストを比較している。
三重県	四日市市	落札業者と中部電力(株)の二酸化炭素排出量と電気料金を計算している。
京都府	京都府	ESCO事業において、電力の測定を実施。効果を把握している。
大阪府	堺市	電力入札における落札金額を把握している。
兵庫県	伊丹市	関西電力とPPS事業者によるコストの差を確認している。
徳島県	板野町	関係部署から実績等出してもらいデータ化している。

3-2-10 契約類型6分野以外の環境配慮契約、追加検討すべき契約等（問3-10）

都道府県	区市町村	契約類型以外又は追加検討すべき契約
愛知県	新城市	環境配慮型契約を推進していく中で検討すべき事項の一つとして、各地域、自治体等の規模により環境配慮契約が可能である団体とその契約方法が困難である団体があるため進んでいかないのではと考えます。研修等においても質問させていただいていますが、国、県、自治体により競争に参加する業者規模も異なるため、どこを基準にこの契約制度を考えるかによって難しい制度になるのか、全ての分野で導入されていく制度になるかの分岐点になると考えます。

3-2-1 1 都道府県別の取組状況（都道府県別）

No	都道府県	送付数	回答数	回答率	契約方針の策定%	契約実績の把握% (回答数を母数)	組織的な取組% (回答数を母数)	組織的な取組 (送付数を母数)
1	北海道	180	173	96.1%	9.2%	9.8%	10.4%	10.0%
2	青森県	41	40	97.6%	12.5%	5.0%	12.5%	12.2%
3	岩手県	34	33	97.1%	6.1%	9.1%	12.1%	11.8%
4	宮城県	36	35	97.2%	11.4%	8.6%	14.3%	13.9%
5	秋田県	26	23	88.5%	0.0%	4.3%	8.7%	7.7%
6	山形県	36	34	94.4%	8.8%	11.8%	26.5%	25.0%
7	福島県	60	57	95.0%	15.8%	7.0%	17.5%	16.7%
8	茨城県	45	41	91.1%	4.9%	17.1%	36.6%	33.3%
9	栃木県	26	25	96.2%	8.0%	20.0%	24.0%	23.1%
10	群馬県	36	35	97.2%	5.7%	17.1%	22.9%	22.2%
11	埼玉県	64	64	100.0%	10.9%	15.6%	20.3%	20.3%
12	千葉県	55	54	98.2%	7.4%	14.8%	18.5%	18.2%
13	東京都	63	63	100.0%	36.5%	50.8%	66.7%	66.7%
14	神奈川県	34	33	97.1%	30.3%	33.3%	51.5%	50.0%
15	新潟県	31	29	93.5%	10.3%	24.1%	17.2%	16.1%
16	富山県	16	15	93.8%	13.3%	6.7%	13.3%	12.5%
17	石川県	20	20	100.0%	15.0%	20.0%	35.0%	35.0%
18	福井県	18	17	94.4%	11.8%	11.8%	17.6%	16.7%
19	山梨県	28	26	92.9%	7.7%	19.2%	19.2%	17.9%
20	長野県	78	75	96.2%	8.0%	17.3%	25.3%	24.4%
21	岐阜県	43	42	97.7%	4.8%	16.7%	16.7%	16.3%
22	静岡県	36	36	100.0%	11.1%	19.4%	30.6%	30.6%
23	愛知県	55	55	100.0%	18.2%	29.1%	36.4%	36.4%
24	三重県	30	29	96.7%	17.2%	17.2%	20.7%	20.0%
25	滋賀県	20	20	100.0%	25.0%	5.0%	25.0%	25.0%
26	京都府	27	25	92.6%	12.0%	16.0%	36.0%	33.3%
27	大阪府	44	44	100.0%	18.2%	15.9%	22.7%	22.7%
28	兵庫県	42	41	97.6%	22.0%	26.8%	39.0%	38.1%
29	奈良県	40	34	85.0%	11.8%	23.5%	14.7%	12.5%
30	和歌山県	31	30	96.8%	20.0%	0.0%	13.3%	12.9%
31	鳥取県	20	20	100.0%	5.0%	10.0%	15.0%	15.0%
32	島根県	20	18	90.0%	0.0%	16.7%	33.3%	30.0%
33	岡山県	28	27	96.4%	18.5%	14.8%	11.1%	10.7%
34	広島県	24	23	95.8%	4.3%	8.7%	26.1%	25.0%
35	山口県	20	20	100.0%	30.0%	10.0%	5.0%	5.0%
36	徳島県	25	22	88.0%	9.1%	13.6%	9.1%	8.0%
37	香川県	18	16	88.9%	6.3%	12.5%	6.3%	5.6%
38	愛媛県	21	21	100.0%	23.8%	4.8%	19.0%	19.0%
39	高知県	35	35	100.0%	11.4%	5.7%	20.0%	20.0%
40	福岡県	61	60	98.4%	11.7%	13.3%	15.0%	14.8%
41	佐賀県	21	20	95.2%	5.0%	15.0%	20.0%	19.0%
42	長崎県	22	19	86.4%	10.5%	5.3%	10.5%	9.1%
43	熊本県	46	44	95.7%	6.8%	13.6%	22.7%	21.7%
44	大分県	19	18	94.7%	16.7%	22.2%	33.3%	31.6%
45	宮崎県	27	25	92.6%	8.0%	4.0%	16.0%	14.8%
46	鹿児島県	44	43	97.7%	2.3%	4.7%	4.7%	4.5%
47	沖縄県	42	32	76.2%	0.0%	9.4%	9.4%	7.1%
—	全体	1788	1711	95.7%	12.1%	15.2%	21.7%	20.7%

契約方針の策定率が5%未満の都道府県

割合が50%以上の都道府県

割合が30%以上50%未満の都道府県

割合が10%未満の都道府県

※組織的な取組について：回答数を100%とした割合

※組織的な取組(正味)について：送付数を100%とした割合

環境配慮契約の方針を単独で策定している区市町村は、東京都 28.6%、神奈川県 18.2%、兵庫県 14.6%等となっている。環境配慮契約の単独での策定率が低い区市町村は、秋田県、沖縄県であった。

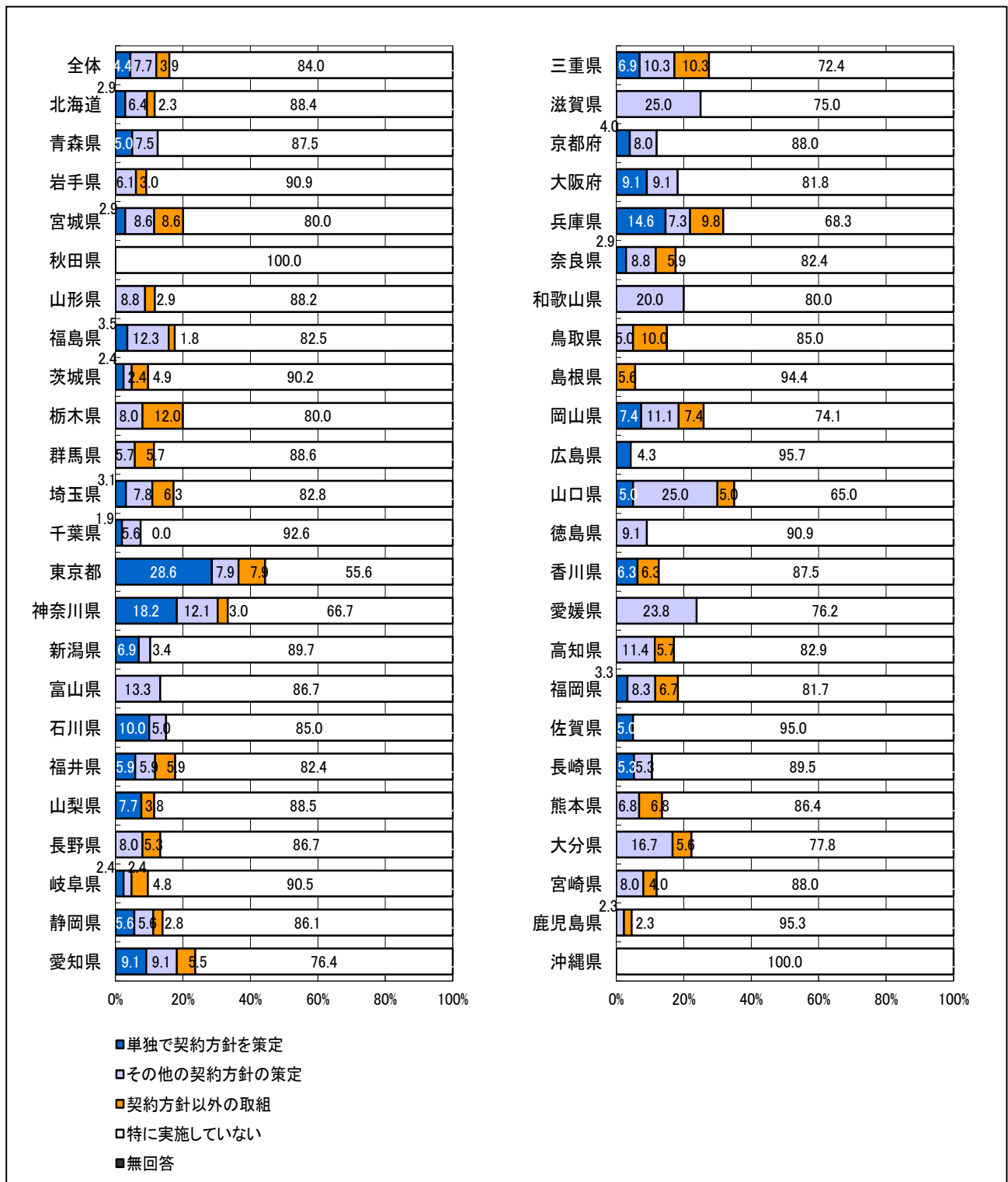


図 30 都道府県別の取組状況（環境配慮契約）

※グリーン購入法と環境配慮促進法に係る質問事項（問2-1～問2-8、問4-1～問4-9）についての調査結果は掲載していない